

会 議 録 目 次

平成29年第6回海田町議会定例会（第2日目）

平成29年12月6日（水）午前9時00分 開会

日程第1	一般質問	
	○大高下光信議員	4
	○小田久美子議員	7
	○久留島元生議員	12
	○大江康子議員	17
	○崎本広美議員	32
	○岡田良訓議員	38
	○宗像啓之議員	50
	○竹本 誠議員	54
	○前田勝男議員	55
日程第2	第32号議案 町道の路線の認定について	64
日程第3	第33号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	73
日程第4	第34号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	77
日程第5	第35号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79
日程第6	第36号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79
日程第7	第37号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	79
日程第8	第38号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	80
日程第9	第39号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第5号）	81
日程第10	第40号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	81
日程第11	第41号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3	

		号)	81
日程第12	第42号議案	平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	81
日程第13	第43号議案	平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	81
日程第14	第44号議案	平成29年度海田町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	81
		(延 会)	88

平成29年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成29年12月5日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 12月6日（水）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 竹 本 誠   |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信 |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大 |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公 |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生 |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 福 祉 保 健 部 次 長   | 伊 藤 仁 士 |
| 建 設 部 次 長       | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長         | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課長       | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長         | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長     | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長       | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所長        | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長     | 早稲田 誠   |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 岡 田 隆 弘 |
| 教 育 長           | 田 坂 裕 一 |
| 教 育 次 長         | 石 川 直 之 |
| 学 校 教 育 課 長     | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長     | 森 原 宏 生 |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 川 修 治 |
| 主 任 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第32号議案 町道の路線の認定について
- 日程第3 第33号議案 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第4 第34号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第35号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第36号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第37号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第38号議案 海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第39号議案 平成29年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 第40号議案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 第41号議案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第42号議案 平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 第43号議案 平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 第44号議案 平成29年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 発議第11号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 発議第12号 日本政府に対し「核兵器禁止条約」に署名・批准を求める意見書案
- 日程第17 発議第13号 道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書案
- 日程第18 発議第14号 「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人材センターへの支援を求める意見書案
- 日程第19 発議第15号 「ニッポン一億総活躍プラン」を地域社会で実践するシルバー人

材センターへの支援を求める決議案

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第19に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原） 日程第1、昨日に続き、一般質問を続行します。4番、大高下議員。

○4番（大高下） 4番議員、大高下です。今日は1項目について質問いたします。

職員の町内住居率について。呉市では、呉市市民協働推進条例、平成15年4月1日に施行、市民協働の定義とは、不特定かつ多数の者の利益の増進を図ることを目的とし、市民公益活動団体、事業者等及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任において、まちづくりに取り組むことをいう。簡単にいうと、市民の皆さんと行政が課題の解決に向けて、お互いの利点を活かして、より良い効果を生み出すことです。

海田町にとっても市民協働の考え方が大事ではないかと思います。例えば、自治会のなり手不足、自主防災組織、公益活動団体等、現在職員の町内住居率が30パーセント以下であり、他の市町に比べて余りに少ないと思います。これからのまちづくりに、職員の町内住居率の改善が急務と思います。

それではお尋ねします。1、平成27年6月定例会で宗像議員への答弁で、住居手当の増額する対応を取られていますが、その後の経過はどうですか。2、改善に向けて具体的な取り組みはどのようにしますか。

以上です。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） それでは大高下議員の質問に答弁いたします。

議員の町内居住率についての質問でございますが、1点目については、町内居住者の住居手当支給対象者は平成27年度と比べて、2名の増の18名となっております。2点目については、居住の場所は職員の配偶者、子どもなど、家族の事情もあり、容易に転居できないことから、すぐに住居手当の増額の効果が表れにくい面があります。今後、改めて、職員に対して町内居住の意義や住居手当の加算について周知してまいります。

○議長（桑原） 大高下議員。

○4番（大高下） それでは再質問させていただきます。

海田町は本当に日本でも一番少ないぐらいの町内住居率だと思うんですが、この原因というのはどのように分析されておりますか。

○議長（桑原） 総務部次長。

○総務部次長（門前） ただいまの御指摘でございますが、海田町では広く優秀な人材を確保するという事で広く募集しておりますが、海田町の町域というのが県内でも狭うございまして、その中でまた交通の利便性も高いということもございまして、このような居住率については決して高くないという状況にあるのではないかというふうに思っております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○4番（大高下） この職員の住居率について、このままで、どういう見解ですか。これでいいと思われておりますか。

○議長（桑原） 総務部次長。

○総務部次長（門前） ただいまの御指摘でございます。決して、望ましいとは考えてはおりません。町内居住であれば町民税であるとか自治会、先ほど御指摘のあったようなメリットも当然あるとは十分分かっております。ただ、それぞれの家庭の事情とか等々もございしますので、その辺が難しい部分はあるんですが、その辺はやはり町内居住の意義等を、そういった制度も周知しながら、その辺は居住率を高めるべく、できるだけそういった周知をしながら促していきたいというふうには考えております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○4番（大高下） ちなみに、去年と今年、採用されたと思うんですが、どのような状況でしたか。

○議長（桑原） 総務部次長。

○総務部次長（門前） 去年と今年で言いますと、昨年度、平成28年度は新規採用職員は5名中2名が町内居住者でございます。平成29年度につきましては、新入職員の6名中3名が町内居住というふうになっております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○4番（大高下） 採用の仕方の改善というのはできんのんですかね。例えば、広島市内の方が受けても、海田町の面接する場合、是非とも海田町に住んでほしいという、どの町でも市でもそういう思いはあると思うんですよね。ただただ受けて、そりゃ、町内からの人選でなくてもいろんな幅広い人選でも町内に住むことは可能だと思うんですよね。そこらの点はどうかね。

○議長（桑原） 総務部次長。

○総務部次長（門前） 試験のときになかなかその辺は促しにくい部分がございますが、ただ採用されましたときには、そういった制度の周知であるとか、先ほど申し上げました意義、その辺については十分に周知しながら、可能な限り町内居住の促進に向けて、できるだけそういった周知はしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（桑原） 大高下議員。

○4番（大高下） 答弁も聞いてみても、余りにも危機感がないんじゃないんかと思うんですよね。去年、おとし、その前のときも指摘を受けて、5人中2人しか住んでいない。今年は6人中3人しか住まないと。余りにも町全体を考えて、今からどこの市町でも、1人でも我が町に住んでほしいという、どこの町もそういう取り組みをしようと思うんですよね。そういう意味じゃ、熱意が余りにもないんじゃないかと感じております。

それで提案なんですけど、いっそくたんに行かないと思うので、今後10年計画ぐらいで50パーに持っていくとか、そういう目標はどうでしょうか。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） なかなか職員の居住の強制というのは非常に難しいところでございます。ただ、先ほども次長が申しましたように、地域の防災とか地域コミュニティを守っていく、更には町内に住んでいただければ住民税も増える訳ですし、逆に通勤手当の方も減ってくるという、こういったメリットもございますので、そこは町内居住のそういった、町に対するメリット、そういったものもPRをして、1人でも多くの職員に町内に居住していただけるように、また新規採用職員につきましても、一人暮らしをしているようであれば町内に居住していただけるように、そこは進めてまいりたいと考えてお

ります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）今後の海田町を考えていく場合、やっぱり協働ということが町民と行政がタイアップしていくという取り組みというんか、ものすごい大きな原動力になると思うんですね。まちづくりの根幹であると思うんですよね。そういう意味じゃ、本当に危機感を持って、よその市町は皆6割とか7割おるのに、不思議でならんのですよね。海田はこれだけ、そんなに悪い町でもないのにみんなが住まんいう。1回、職員に調査をしたらいいんじゃないか。どうして海田町に住めないのかと。あんまりにも不思議すぎるよ。3割以下というのは。半分ぐらいならしょうがないのかもしれないか分からんけど、どっかに何か問題があるんじゃないかと、もう1回、分析をしてもろうた方がええ思うんですよね。

そういう意味で、しっかり計画立てて、何とかまちづくりの根幹だと、町長も今から防災のこともしっかり訴えて、そういう町にするという意味でも、本当にうちの町内に帰っても、何で少ないんやと率直に言われても、私もよう答弁せんのか。この町に住みましょうと訴えて、職員が少ないというのはどういうことかと言われたとき、いろんな事情がありますと言うとるんじゃないけど、本当言うたら、おってもらえるだけで安心があると言おうか、具体的に手伝えというんじゃないんだけど、地域にそういう職員の方がおって、何かアドバイスを頂いたり、ちょっとでも応援していただいたら、自治会としてもものすごい元気になるんですね。そういう意味じゃ、もっともっと深刻な問題だと思いますので、今後、本当に検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原）1番、小田議員。

○1番（小田）1番議員、小田でございます。本日は大きく3点にわたって質問いたします。

要保護児童生徒援助費補助金について。就学援助は児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市区町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度でございます。市区町村が実施している就学援助の中には、小学校や中学校に入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品費や通学用品費について、独自の取り組みとして入学年度開始前の援助を実施している市区町村がございます。このような現状に鑑み、要保護児童生徒援助費補助金の新入学児童生徒

学用品費等について、従来より補助対象とすることが可能であった中学校のみならず、小学校への入学年度開始前の支給も補助対象にできるよう、交付要綱の改正が平成29年3月31日付けで行われております。

そこで以下の2点、質問いたします。まず一つ目、平成29年度入学児童生徒に対し、交付月日はいつでしたでしょうか。2点目、平成30年度入学児童生徒に対し、いつ交付月日を予定されていますでしょうか。

次に、準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応について。町教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めている人に対して、今回の改正に適用すべきではないかと思いますが、教育委員会としての考えをお伺いいたします。

最後に、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートについて。広島市においてこの12月よりオリジナルナンバープレートとし、新たに広島東洋カープとサンフレッチェ広島のキャラクターを取り扱ったものが交付されるようになりました。これはスポーツ振興を目的とした新たな寄附制度の一環でございます。ナンバー申請時に2,000円以上を寄附すれば、新プレートを選べるものでございます。呉市においても今年1月7日から大和ミュージアムの名誉館長である松本零士氏が描き下ろしたいかりのマークのプレートが交付されております。県内でも他の市町でこのオリジナルプレートを交付されているところがございます。そこで、我が海田町においても地域振興の目的から千葉家や西国街道などのオリジナルプレートを交付することで町内外へ広く知っていただくPRになると考えます。町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問の1点目と2点目については教育委員会から、3点目については私から答弁いたします。

原動機付自転車のオリジナルナンバープレートについての御質問でございますが、8月1日現在、全国で473の市区町村27.4パーセント、広島県内では10市町43.5パーセントが導入している状況でございますので、本町におきましても、町のPRを図るとともに利用者に町への愛着を深めてもらう観点から導入を検討してまいります。

それでは、1点目と2点目について、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）小田議員の質問に答弁いたします。

要保護児童生徒援助補助金についての質問でございますが、1点目について、平成29年度入学児童生徒に対しての交付月日はいずれの学校も平成29年7月下旬となっております。2点目について、平成30年度入学児童生徒に対しての交付予定は今年度と同様に平成30年7月下旬を予定しております。

次に、要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応についての質問でございますが、現在、海田町では新入学児童生徒学用品費については4月分の就学援助費の認定をされた新1年生に限り、1学期分の就学援助費と合わせて、7月下旬に支給をしております。なお、国における平成29年度予算単価の一部見直しに基づき平成29年度は支給額を小学校、中学校とともに増額しております。新入学児童生徒学用品費の支給が実際に入学の準備を行う入学前に行われていないということについて、今後、他市町の取り組みを参考にしながら、どのような対応が可能か研究してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは再質問させていただきます。今回の29年の3月31日付けで要綱が改定になった文書の中にこのようにございます。援助が必要な児童生徒等の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう、市町村教育委員会に周知いただきますよう、お願いいたしますとございます。この必要な援助が適切な時期とはいつとお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）実際に新入学準備、学用品等を用意する時期だというふうに考えております。入学前に渡すのも一つ適切な時期だというふうには考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）では、なぜその時期に実施がされないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回、3月31日の改定がございまして、今年度実施するまでに要綱等の改正をする時間的な余裕もなく、検討が十分できていないところもございました。今後、入学前の支給に向けては、他市町の実践を基に調査研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）新聞報道でもございましたが、実質、県内でも三次や尾道ではもう既に入学前の実施が可能となっております。なぜ、この海田町に限ってそのような、今年度は

難しいと思いますが、来年度に向けて実施をするよう進められないのか、その明確な理由をお答えください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現在、三次市と尾道市、あと周辺の安芸郡の3町に対して取り組み状況について調査研究をしております。今後、海田町でもそういった導入について可能かどうかということは調査研究をしているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）調査研究が必要なのでしょうか。実際、この要綱が改定になったのは、必要だからこのように国の方から要綱を改定するよう、入学前に準備ができるよう、このような施策がとられたのではないのでしょうか。皆さん御存じのように、入学前に皆さん、ランドセルや制服、また学用品をそろえられるはずです。入学式には全員がランドセルを背負って学校の門をくぐるはずです。ですのに、このように入学前に実施をされないというのは、大きく問題が何かほかにあるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）入学前に必要な時期にというところでは、教育委員会としても認識しております。それを運用するに当たって、例えば学用品を入学前に支給するに際しましては、前年度の税情報ということで、例えば30年度入学児童生徒に対しましては、29年度内の申請ですので、28年度の税情報を基にして作業をすることとなります。だから、それ以外の項目については30年度明けてからですので、前年度が29年度に当たりますので、29年度の税情報と28年度の税情報、それぞれ項目の違うことに対して別の税情報で査定することとなります。例えば、入学前に支給したとして、その以降に転出があった場合の対応について、今、三次市と尾道市の方もそれぞれ対応が異なっております。例えば、三次、尾道市外に異動した場合に、それを返してもらうのか返してもらわないのかという対応も異なっておりますので、そういった辺りも十分整理した上での運用としていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）実際、生活に困窮しておられない方も学用品をそろえるのは大変なことだと思うんです。この生活保護を受けておられるような、生活に困窮している方にとっては、本当に大変な費用だと思います。ですので、一日でも早くこの施策にのっとなって、交付をされるように前向きに取り組んでいただけないのでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）今、議員がおっしゃられるように、入学準備用品ということですので、その時期に支払われるのが適任であるというふうに当然考えております。しかしながら、先ほどのように、前年度、前々年度の一つの家庭に対して二つの基準に対して、それが支払われる基準が2か年によって定められるという点や、3月中の転校、転居等による様々な諸問題、それを受け入れる側、出す側というところの諸問題を整理しながら、今言われているように前向きに検討したいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）他の市町ではできていることですので、是非この海田町でも行っていただきたいと思います。

次に、準要保護ですけど、こちらの方は同じように規定に則ってしていただくというのは難しいんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）その点につきましても、他市町の実情を基にして、今、調査研究をし、一番そういった受給される方々にとって実になるような対応をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）この海田町では、他市町の例がないと、何も実行できないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）そういった訳ではございませんが、やはり、こういった公費を受給するということですので、きちっとした整理の上で対応していきたいと思っております。法の改正、要綱の改正をしっかりと精査し、また実践先行して、実践しているところもありますので、そういったところのものを有効に参考にしながら、最も適切な方法でやっていきたいと思っておりますので、しばらく調査研究をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）地方財政措置で何とかしていただくということはお考えではないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）それについても、今後また調査研究をしてまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）どのような調査研究をされるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）繰り返しになるかもしれませんが、要綱の改正の趣旨をもう一度精査し、他市町の実践等を基にして海田町に最も合う適切な方法で進めてまいりたいと思っております。

○8番（住吉）小田議員。

○1番（小田）文科省の資料の中に、準要保護者に係る支援と書かれております。この中に準要保護者に対する就学援助については三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施をしていますとあります。なぜ、単独で市町村で実施がされないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）文科省の通知にそのように書かれていることは認識をしております。海田町で最も合う、実際、海田町で受給される方にとって最も良い状況になるような対応をするために、調査研究を今させてもらいたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、しっかりと調査研究をしていただいて、平成30年度には支給されるよう、前向きな検討がされることを思っております。本当に困っておられる方に、困っておられるときに支給ができるよう、そんな海田町にしていきたいなと思っております。

ナンバープレートについても前向きな御答弁を頂きました。素晴らしい海田町でございますので、たくさんの方にいいところを知っていただけるよう、このオリジナルナンバープレートを交付することでPRができればと考えております。

終わります。

○議長（桑原）10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。第4次海田町総合計画後期基本計画について質問いたします。西田町長は平成27年11月1日の町長選挙で5,176票を獲得し、当選され、今年で2年目、つまり任期の折り返し点を迎えられました。町のホームページの町長挨拶を見ますと、平成28年は初めて、一番、新たななど、様々な意味のある一という一文字を念頭に置き、また平成29年はつながり、引き続き、つなぐ、の意味をあらわす連と

いう一文字を念頭に置き、業務を進めてきたとあります。また、平成28年9月には、まちまるごとオンリーワンをスローガンにした第4次海田町総合計画後期基本計画を策定され、町内を4地区に分けて、各地区ごとのまちまるごとオンリーワン戦略を立てておられます。

西田町長は今年で任期の折り返し点を迎えられた訳ですが、この地区ごとのまちまるごとオンリーワン戦略はどの程度達成されているとお考えでしょうか。また、このまちまるごとオンリーワン戦略はどの程度町民の皆さんの間に浸透しているとお考えでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。

第4次総合計画後期基本計画についての質問でございます。まず、達成状況でございますが、総合計画に位置付けた事業については、PDCAサイクルを意識しながら、目標に向けて取り組んでいるところでございます。これからの事業を地域ごとに振り分けたまちまるごとオンリーワン戦略の進捗状況につきましては、各地区ともおおむね順調に進んでいると考えております。一方で、達成に向けて課題のある事業もございますので、適宜見直しを行いながら取り組んでまいります。

次に、町民の皆様への浸透については、総合計画に計上した事業の進捗状況をお知らせするとともに、地域の課題を解決し、地域の特徴を活かした事業に取り組むことでまちまるごとオンリーワン戦略を認識していただけるよう、取り組んでまいります。

先ほど、これからの事業と答弁いたしました但、正しくはこれらの事業に訂正させていただきます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは再質問をさせていただきます。

まず海田東地区、水と緑と文化が息づくふれあいのまちと題しておられますが、具体的にこの東地区で何か特別に目玉になるようなことを考えておられますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）各地区ごとに町が行っております事業を振り分けております海田東地区の水と緑と守り歴史文化を活かすまちづくりというところにつきましては、健康づくり事業、例えば瀬野川ウォーキングでございますとか、町内美化事業、瀬野川空き缶キ

キャンペーン等の取り組みを進めておるところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）既に行われておるのは承知しております。また、瀬野川の河川敷が広いので、イベント、時々、七夕さんとかやっておられますが、瀬野川の河川敷で各月に決めて、商工会と共同して朝市の開催とかいうのは考えておられませんか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）今、議員、御指摘の朝市でございますが、かなり魅力のある事業だと認識しております。それぞれ住民のボランティアの方々、又は商業を営んでいるの方々、そういうふうな方々と連携しながら、また相談しながら、そういうふうなものができればというような形で、今後考えていきたいと思えます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）次に海田南地区、豊かな自然が息づき住みよさと元気あふれるまちと言っておられますが、ここに南地区には総合公園とかキャンプ場がありますが、このキャンプ場付近に流れるきれいな水があると思うんですが、この水を利用してうなぎを養殖してはどうかと思えます。また、そこへ休憩場を造り、町内の皆さんに景色を見ながら、格安の値段で食べていただければどうかと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）議員、御指摘、なかなかおもしろいアイデアと、私の方も今、思っております。ただ、いろいろクリアしなければいけない問題も出てくると思えます。そういった問題も含めながら、今後の魅力づくり、シティープロモーションを考えていければと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは海田地区でございますが、オンリーワン戦略ににぎわいのある地域拠点づくりとして海田市駅南口土地区画整理事業や東部地区連続立体交差事業と合わせて、町の玄関口である駅南口の活性化に伴うにぎわいの創出を図りたいとあります。海田市駅南口土地区画整理事業用地については、11月3日付けの中国新聞朝刊にJR西日本の話として、鉄骨2階延べ5,500平米の施設で、スーパーのほか小規模な数店舗が入居、駐車場は屋上を含め、100台分以上、平成30年春に着工、平成30年末か平成31年早々の開業を目指すとありました。11億円余りの莫大な税金を投入して、この程度の施設規模では、余りにお粗末と言っては失礼かもございませぬが、余りに小規模過

ぎるのではないのでしょうか。どのようにお考えですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）区画整理事業は公共施設整備と宅地の区画形質の増進、それに伴う土地利用転換の促進でございますが、宅地が民有地であるため、最終的な判断はどうしても土地の所有者の方が判断されることになります。町といたしましては、区画整理事業の目的の一つである都市型居住の促進を掲げて、マンションの誘致等も行っていました。最終的には今のような形になっております。昨日も答弁させていただきましたが、まちづくりにおきましては、連立事業、街路事業、区画整理事業が一体となって、駅の北と南を発展させるという目的でございますので、現在の状況は、まだ途中段階ではございますが、事業効果はあったと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）JR西日本広島支社の話として、立地を活かし、鉄道利用者と地域住民のニーズを検討した結果の業種とありましたが、もっと規模の大きいにぎわいを創出するような施設整備を強力に申し入れたのでしょうか。また、具体的には何回JR西日本と協議を行っておるか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）先ほども申し上げましたように、都市型居住の促進というのも目標の一つとして区画整理を掲げておりましたので、土地所有者さんの方には、それらについて町の意向があり、それをするための補助事業の整備というのも当然検討しておるということを申し上げた上で土地利用については御検討をしてくれていただきました。具体的な協議回数ということでございますが、申し訳ございません、この場では集計はしておりませんが、私の記憶では少なくとも30回程度はしておると思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、これができたとしてどの程度の経済効果を見込んでおられますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）金額的な経済効果というのは、今回の商業施設の集客人数が最終的にどの程度実績として上がってくるかをもって、今後検証をしたいと、昨日申し上げさせていただいたと思っております。ただ、区画整理事業実施時の費用対効果という部分では、区画整理事業によってまずその周辺の土地価格の方が約1割程度上昇するのではな

いかという見込みを持った事業を実地しております。また、駅の利用者につきましては、過去において横ばい若しくは下降傾向でございましたが、この事業実施後については、それを維持する、若しくは上昇させるというのを目標として掲げております。最後に、駅周辺につきましてはバリアフリー化が進んでおりませんでした、今回の区画整理事業によってそれらが整備されるという、大きくは三つの目標を掲げて実施してきたものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）この度の整備のほかにも何か第2弾の町長得意のパフォーマンスで隠し玉でもあるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）駅南口においては、新たな施設整備というのは考えておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）町民から、新聞にあそこがスーパーが来るというのを見て、問い合わせが多いんですよ。そういうのが。町長交代されるときに、引き継ぎというのはどのようにおかれているか、前の町長と現町長の。どういう状況で次にバトンタッチされたか、引き継ぎの内容を教えてくださいなんですが。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町の行政の連続性でございますけれども、こちらにつきましては、総合計画を策定し、10年間取り組む中で、5年目の節目ということで後期計画のは策定をいたしました、そういった一つの総合計画の中で継続をして引き継ぎながら取り組んでいるものでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その継続した事業の中で、地権者の話はよく出るんですが、もちろん地権者が一番大事ですが、その地権者は以前土地を区画整理した後、町に譲り渡すという約束があったから、庁舎の建設位置にもなったと思うんですが、その話はまだ崩れてないと思うんですね、聞いてないから。その話が残っているんだったら、ほかの事業に転嫁するのはおかしいと思うんですが、どうですかね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）大変申し訳ございませんけれども、その区画整理事業後に町の方に敷地を引き渡すといったような約束については、私の方は聞いておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）そしたら、なぜあそこが庁舎の建設位置となっとったんですかね。現に合同庁舎に庁舎移転位置を考えておられるようですが、これはまだ決定はしてませんね。議会の議決を3分の2取らなきゃ場所は決まりませんから。そこで、やはり早く決めてもらわないと、町民が動揺する訳ですよ。過半数の町民は海田市駅前があんなにきれいになった、いつできるんですかと聞かれる訳なんですよ。答えようがないんですね、まだ庁舎に決まってないんだから。そこをはっきりしてもらいたいんですが、いかがですかね。

○議長（桑原）通告文書に従っていただきたいと思います。関連質問ということでお答えになられることであれば答えていただきたいというふうに思います。企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎の位置の問題につきましては、基本計画策定の中でまた改めて執行部の方で検討してきたものをお示ししたいと考えておりますので、また御意見の方を頂きたいと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それでは、まだ地権者にもう海田町はあの土地は要りませんとお断りした訳じゃないんですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、執行部といたしましては、県海田庁舎の跡地への移転で検討の方を進めておりますけれども、移転先につきましては、まだ決定をしたものではないと考えております。当然、その行き先が決まりましたら、そちらの土地の取得に向けて、土地所有者の方とお話をするということになろうと考えております。

○議長（桑原）久留島議員、通告の範囲を少し越えかかっておりますので、軌道修正して質問してください。久留島議員。

○10番（久留島）状態は分かるんですが、やはり町全体のオンリーワン戦略でどのようなになるのか、ちょっと聞いてみた訳です。それから、全体のオンリーワン戦略でネウボラの関係ですか、結婚、妊娠、出産、育児をしやすいまちづくりを目指すと。また、結婚に関するセミナーの開催とありますが、これは婚活か何かされたんですかね、何回か。ちょっとお尋ねします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）そういったような形で若い世代とか婚活とかを含めまして、

今後何ができるかというのは現在進めております。婚活に限ったことではないんですが、そういった若い世代やその適齢期の方々に喜んでいただけるような事業、そういったものを今後作っていきたいと思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）全体的なことをファジーに答えていただきましてありがとうございます。これで終わります。

○議長（桑原）5番、大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今回は大きく2点について質問させていただきます。

まず1点目、ふれあいバス運行経路について。以前から質問させていただいています。ふれあいバスの運行経路ですが、平成17年から2年間、試行運行後、平成19年4月より本格運行に入り、試行期間を入れて早12年経ちました。難関区域だった三迫国信の三迫地域の運行範囲が昨年より拡大されました。これは住民の協力や行政の働き掛けのたまものではないかと思っています。しかしながら、国信地区はどうでしょうか。12年経っても何の進展もありません。環境センターへの右回り路線や砂走から中野を通過しての路線はどうか。タクシーで東公民館まで来て、そこでふれあいバスに乗り換えてはどうか。いろいろな案が出ましたが、実行には至りませんでした。

以前、ほかの議員からも右回りで検討してはとの再案が出ましたが、前後にそれぞれ約100メートルぐらいの右回りのための道の長さ、道路の長さ、車線を増やす道路幅が必要ということで、現在の道路では、海田側が取れても中野側は新幹線の橋脚部分に当たり、道路幅が取れないということです。

このままでは何年経っても国信地区にはバスは入りません。国信二丁目の高齢化はどんどん進み、免許返納者もだんだん出てきております。上り坂の急なこの地域の住民の思いを考えてみてください。

そこで、私なりに考えてみました。平成24年度、町道341号線が開通した道路を路線にする方法を考えてみてはいかがでしょうか。ここは、この町道ができるときに、バス路線につながればと行政側が地権者と話をした経緯があります。あれから、この辺りの環境が変わりました。今一度、地権者と話し合いを持ってはいかがでしょうか。これが国信地区にとって最良で実現可能な近道ではないかと提案させていただきました。執行部の意見をお聞かせください。

大きく2点目、通級指導教室の現状課題と設備について。平成5年、学校教育法施行

規則第140条に通級による指導に関する規定が制度化されました。広島では早くからこの制度の取り組みを展開していて、現在、かなりの小中学校がこの通級による指導教室を行っています。今後、各区に一つ作る予定とのことですが。

我が町は今年度の4月から、この通級指導教室が海田南小学校、海田西小学校の2校に開設されました。他校の海田東小学校や海田小学校の通級指導が必要な児童は保護者がその児童の授業の時間に送り迎えをして受ける体制です。海田南小学校は現在11名で、海田西小学校は9名です。この中には他校の児童も含まれています。全国的にこの発達障がいのある児童は年々増加傾向にあります。

そこで質問させていただきます。1点目、増加傾向の中で残りの小学校にも通級指導教室を開設する必要があると思うのですが、考えはありますか。2点目、今年から初めての通級指導教室の開設なので、手探りなところがあるかもしれませんが、小学校の流れから中学校にも通級による指導教室が必要ではないかと思うのですが、その考えはありますか。3点目、自校の通級指導教室に通う児童はその時間に自分で行き帰りができるのですが、他校からの児童は親の送り迎えが条件ですので、送り迎えが困難な保護者もおられると思います。そのために通級指導教室に通うことをためらう保護者もいるかと思うのですが、その点はどのように配慮されていますか。4点目、通級指導教室に通う児童は人の出入りで注意が散漫したり、学びが難しくなる傾向があります。集中して学ぶためにも人の出入りがなくても、中の授業の様子が分かるような設備の設置を考えてみてはどうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の2点目については教育委員会から、1点目については私から答弁いたします。

ふれあいバスの運行経路についての質問でございますが、御提案の町道341号線を利用したルートは国信橋南詰から進入する際に狭あいな部分があることと、狭あいで急勾配かつ蛇行した箇所がある町道84号線を通行する必要があるがございます。バスの運行はバックできないなど、自家用車等の運行とは異なることがございます。バスを安全に運行するためには、町道341号線から町道84号線の接続部分の拡幅など、道路整備を行う必要があるがございますが、地権者の理解が得られず、用地取得の見通しが立っていないことから、御提案のルートのバス運行は難しいと考えております。

それでは2点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）大江議員の通級指導教室の現状課題と設備についての質問に答弁いたします。通級指導教室は障がいの状態の改善克服のため、個別に特別な教育課程を編成して指導を行う教室であり、こうした指導を必要とする児童生徒が一定数入級が見込まれる場合に設置をされるものです。御質問の1点目、2点目について、現在設置のない小学校、中学校についても入級を希望する児童生徒の障がいの状況や保護者の意向など、そうした条件が整った場合には、広島県教育委員会に設置の申請を行うことが可能でございます。今後とも、校長と連携を図り、児童生徒と保護者の意向の把握に努めてまいります。3点目については、小学校において通級指導教室で指導を受けるため、他校に通う場合には保護者の意向を踏まえて、曜日や時間割を決定するなどの配慮を行っております。4点目については、通級指導教室で指導を受ける児童の中には、学習に集中できるよう配慮を必要とする児童がおり、現在設置をしている学校では必要に応じて、パーティションやカーテンなどを使用するなどの配慮を行っているところでございます。施設設備の整備に当たっては、個々の児童の状況を踏まえつつ、必要な対応を検討してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）地権者の理解が得られず、用地取得の見通しが立っていないことからという答弁がありましたが、これは平成24年度、地権者との話し合いがつかないまま、今年経過していますが、その間に何度か地権者の方にお話しに行かれたのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）24年度の際に協議をさせていただいた方との話し合いの中で、余りにも事業に対する御協力の意思がはっきりとないというふうに申されておりましたので、その後、特段の状況変化がございませんでしたので、接触をしておりませんでした。そのうちある1名の方の所有者が替わったということを地元の方から情報提供を頂きましたので、その方については最近御連絡をさせていただいたんですけれども、ちょっと所用で忙しいということで、そのお話し合いの時期は来年度の6月ぐらいにしてほしいというお話をいただいております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）でしたら、個々の御提案のルートでのバス運行は難しいという、この答弁の早期決着的な答弁はちょっとおかしいのではないですか。現在、まだ進行のところも

ある訳ですね。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、お話をさせて、連絡をさせていただいたところというのは、道路の幅が4メートルなく、しかも路上に屋根が出ておって、背の高い車が通行するには支障があるということで、その改善を道路の所管する建設課としては改善をしたいという意向でしておるものです。今回の答弁については循環バスのルートという意味での答弁でございますので、そこに相違はないと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここに狭あい急勾配かつ蛇行した箇所がある、町道84号線を通行する必要ということで書いてありますが、諸事情があれから5年経ちまして、この間の道のところ、今おっしゃったように、屋根の出てるところとかありますが、もう1軒は6月に話し合いということですが、そこが解決すればもっとこの幅とかいうのも解決してくると思うんです。ですから、入り口の付近の屋根が道路側に出ている方も、やはり事情が少し変わってきていますので、やはりそれは町民のために、1回行って協力性がないからと言われても、人間って心変わりするところもありますから、本当に切実に必要ということで、何度も交渉に行く必要があると思うのですが、どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）ちょっと道路管理者として地域の住民の方が狭あいな道路で不便をされているというのは改善したいという思いを持っております。今回のところについてもその思いから、地域住民の方のお声を、情報を聞きつけて、その改善に努力をしておるもので、循環バスのルートとはちょっと切り離れた形にはなるんですけども、建設課としてはそういった狭あいな箇所の改善を今後も図っていききたいと、そういう努力は続けていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）狭あいの場所は、以前は341号線ができたときに、そこに狭あいだからバックができない、その場合に入り口と出口に信号をつけて、工事現場にあるような青になったり赤になったり、それを付ければそれは解消していく問題だと思うんですけど。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁でもございましたが、循環バスは非常に多くてございます。その安全運行をするためには、先ほど建設課長も申しましたけど、いわゆる道路の

拡幅というような物理的な状況を改善する必要がある。それから、今、蛇行部分については仮設の信号機のようなものを付ければいいのではないかなというような御提案もございましたが、バスの安全運行という観点を考えれば、いわゆる仮設の信号機というようなもので整備をするのではなく、物理的な広さを確保して待避所を造るであるとか、離合場所を造るであるとか、そういうことで安全運行の確保をする必要があるというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、いろいろおっしゃっていますが、でしたら、国信地区はいつになったら、そのふれあいバスというものが通れるようになるんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）国信地区への対応でございますが、今年の3月に三迫の延伸をした後、ほかの前田議員さんとかの質問にも答弁いたしましたけども、いわゆる循環バスの今の円ルート、1時間ヘッド8便というものが、もう少し、どのような感じでやるのか、限界に近づいてきているのではないかな。そういうことで総合的な見直しをさせていただきたいという答弁をさせていただいたと思います。これから、循環バスのほかにも路線バス、はなみずきの延伸の要望等もございました。路線バスをどのようにこれから要望していくのか、その競合をどうするのか、町の公共交通、循環バスだけではなくて、いわゆる公共交通というもののあり方をどのように整理していくのか、そういったしっかりとした計画をこれから立てていく必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）これからというんですけども、ずっと今までいろんな案が出てもう12年間なんですよ。これからって、それはいつ頃そういうのがまとまるんですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、12年間というところでございますけども、平成19年に今の循環バスのルートが設定されたということで、それから10年経って、三迫の拡幅ができたことに伴って、バスの延伸がなされました。いろいろ町の交通事情も変わってきております。それからいろいろな公共施設の新築であるとか移転というのもございます。海田市駅前の南口が整備されて、そこへのバスへの乗り入れとの要望等もございます。

そういうことから考えれば、今、公共交通のあり方というのが、海田町に対するです

ね、大きく変わってきている。それを進めていく上で、ちょっと言い方悪いですけども、今、341号線と84号線の拡幅ができたならば、じゃ、そこを通そうというような、ポイント、ポイントの対策ではなくて、海田町が公共交通、路線バスも含めた、目指す姿を一旦設定して、そこに併せて循環バスでやるのか、例えば、デマンドタクシーを組み合わせるのか。例えば、何て言うんですかね、ワンボックスカーを派生的に使うのか、そういうふうな全体的な計画を策定しないと、今度国信地区をやったら、今度新町の桜が丘はという話になると、今の路線バスがパンクしてしまう。そういう意味で全体的な計画を作らせていただきたい。

じゃ、それはいつ作るのかというところになると、ちょっと今すぐ1年後、2年後というところで落とすというのは、今、はっきりは申し上げにくいところではございますが、そういった計画がないと、なかなか全体的な方向性が議員の皆様にも町民の皆さんにも示せないというところでお願いをしているというところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の答弁では、まだ一、二年で落とすことは難しいと言われますが、正直言いますと、国信二丁目、ほとんどもう70、その頃は75歳以上がほとんどです。特に、環境センターの辺り、もう、一人老人、つえついて下りる人、免許返納者、年々空き家が出たり、高齢者が本当に高齢化しています。40代って数名しかいません。もう二丁目自体が消滅してしまうような現状です。それをまだ一、二年で落とせません。やはり、それは何らかの対策を早急に考えるべきではないんですか。三迫はまだ路線バスが通っています。国信は路線バスまで、確かこのふれあいバスは路線バスから200メートルの距離のところと聞いております。ですから、トンネルから上が対象になると思うんですが、そのほとんどが高齢者。一、二年後はもう75歳以上がほとんどの状態です。それを考えたときに、町の活性化じゃない、町の衰退になるんじゃないんですか。ほかに方法はありますか。早急にできるような方法。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）ちょっと繰り返しの答弁になるかもしれませんが、現行の町内交通体系の見直しを行って、町民のニーズを反映して将来にわたって持続可能な地域の公共交通の体系を図っていく必要があると思っております。先ほど、言い方が悪うございまして、1年か2年か分からないというような答弁をいたしましたけども、それは可能な限り早くやりたいと思っておりますけども、先ほどの1年、2年とかいうところについて

は、少し誤解を招いた表現だったかもしれませんが、そういう計画を作って、進めていく必要があると、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）でしたら、その案が交通機関の、例えば皆さん委員が集まっての会議があると思うんですが、早急にそういう会議を開く必要があると思うんですが、それを開くことは考えていませんか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）現在、海田町に地域公共交通会議というのがございます。この地域公共交通会議というのは、道路運送法に基づいた会議でございまして、いわゆる循環バスの、どう言うたらいいいですかね、運行に主眼を置いた会議でございます。

今度はその循環バスだけではなくて、路線バス、いわゆる地域公共交通、海田町内の全部の公共交通の体系を維持するための計画ということになると、また少し別な法律もございまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というところに、またそういったところでも法定協というのが設置できるような法律ができました。

そこら辺のバランスをどうやってどちらの会議で進めていくのか、どのようなやり方で計画を作成していくのかというの、ほかの市町等に行って、いろいろ情報収集、研究等をさせておりますので、もう少しお時間を頂きたいというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）せめて、その会議、それから今検討しています路線バスとふれあいバスの兼ね合いですね、ほかの市町で路線バスの中にふれあいバスを兼ねたようなことをやっている、確か町があったと思います。路線バスにふれあいバスのような感じでバス代を安くして、それを共通に乗せていくというところを始めているところもありますので、それは検討してみてください。

ただ、今のままでいくと、まだ一、二年という長いスパンがあると思うんです。でしたら、せめて三迫・国信のまだバス停のできていない、そこから200メートル以上離れた人に対して町から交通費として何か補助を考えるという案はありませんか。まだ1年も掛かる訳ですから、どんどんどんどん動けない状態になっていっています。それこそ年寄りの方はなるべく出て健康に歩いて留意してくださいというんですけれども、それが1年も2年も経つと、もう活動範囲がどんどん狭まってきます。

ですから、今の三迫のバス停から200メートル離れてまだ全然先の方に行っていない

国信バス停から200メートル離れた人たちに対して、何らかの形でタクシーの何割か補助するとか、そういうものを、確立した路線バスとふれあいバスというものができるとか、そういう補助を考えるということはお考えになりませんか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今、大江議員の方から、ちょっと今回の御質問とは別の新たな提案というような感じを受けておりますが、そこら辺につきましては、まだ全く考えてなかったことなので、ちょっとしばらくお時間を頂きまして、研究をさせていただければと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）いつも研究、今からまた検討してまいります、これが1年ではなく2年でもなく、どんどんどんどんそういう言葉の繰り返しで延びております。本当に住民のことを考えるのであれば、やはり、そこも検討して、その間、できるまでの間、町民に理解が得られるような形でそういう補助をするという形もあり得ると思うので、検討してみてください。

通級指導教室ですけれども、児童生徒が一定数入級と書いています。これは一定数とは何人のことですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）はっきりとした数字等は県も明文化はしておりませんが、今年度の実績から10名程度は必要ではないかというふうに思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）入級を希望する児童生徒の障がいの状況や保護者の意向などの条件が整った場合、設置の申請を県の教育委員会にすることができるとありますが、入級を希望する児童生徒、保護者の意向、正直言って、このところが今一番問題になっているのではないですか。例えば、学校側がこの子少しと思っても、それが保護者にどのように伝えていくか、保護者が納得するか、個々のまず働きがあって、初めて個々の条件とかが整うんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、大江議員のおっしゃられたとおり、まず学校側が実際児童生徒の実情をしっかりと把握しておりますので、学校側がしっかりと保護者と連携をとることは一番大事なことでと考えております。一番、子どもたちの様子をよく知っている担

任とまた主任とを通して、実際、子どもたちの様子を把握しておるところでございます。
現時点では。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）広島市の方の通級教室をしているところを見学しました。そのときに、今言われた保護者の納得ということでどのようにされていますかと聞きました。海田町はなかなか言えないということですが、言えないというよりもまず外堀からということで、少しずつ親との信頼関係の中から子どもの状態を親に気付かせていって、それで検査を受けるというような形にもっていつているということですが、海田町の場合は、まだそこまでの力を入れてないんじゃないんですか。中には、直に行かれたらどうですかと言われて、腹を立てられた親御さんもおりますが、やはり、その持っていく方が少しまづいような気がするんですけど。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃったとおり、こういったことを保護者の方に働き掛ける際には信頼関係が一番重要だと考えております。海田町でも今、議員がおっしゃられたとおりのこと、今、進めているところでございますが、その中で十分でないところがあるとしたならば、しっかり学校に対してこちらからも指導対応をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）現在、今、南が11で西が9名ですね。これらのほかに多分、これらは保護者が納得して、そしてお願いしてこの通級教室に入られていると思うんですが、それ以外に、多分、引っ掛かるという子どもさんが各小学校におられると思います。それは把握されているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度の入室に当たりまして、学校からは情報は得ております。実際には保護者の合意が得られなかったとか、通級に入室する状況じゃないという判断した子もいます。今回入っていない子で、いわゆるグレイゾーンの子についても情報は把握しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そのグレイゾーンの子どもたちは、例えば普通学級にいた場合に、いつまでたってもそこの中で、通級で学び得るようなことができない訳ですから、グレイゾー

ンにいます。それだけでずっと学年をどんどんどんどん進級していくんでしょうか。やはり、それはどこかの時点で、その子に合った教育をしないとその子はそれを積み重ねて中学校に上がったります。すると、問題を起こすというふうになる訳ですから、早い時点でそれは何らかの手立てをしないといけないんじゃないんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、そのいわゆるグレイゾーンの子でも、例えば保護者の御意向が得られなかった方に対しては、これからも学校を通して粘り強く働き掛けていこうと思っております。また、それ以外の児童生徒に対しては学校もしっかりと個別の対応をしていきますが、関係機関と、例えば医療機関であるとか相談機関であるとか、そういったところもしっかり活用して連携を取って、教育に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）現在、通級指導教室で授業を行っていますが、学校の時間割と同じ体系の中で、今の通級の生徒たちの時間割を配分しているんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）学校と同じ時間割の中で動いております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、その中に働いている親御さんはどのようにされていますか。おられないんでしょうか、おられるんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今の議員の御質問は、海田西小学校の通級学級に通っている海田小学校の保護者ということでしょうか。そういうところでしたら、海田小学校の保護者が海田小学校の子どもを海田西小学校の方に送迎をしているということにつきましては、保護者の意向を確認し、毎日6校時、一番最後の時間帯にその子の時間割を組むようにしております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）確か海田南にもいるんじゃないんですかね。東かどっから。西だけじゃなくて。どうなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）海田南小学校には海田南小学校の在籍児童のみでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）6校時の授業ということは、何時ごろ終わるのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）15時半から15時40分の間に終了します。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）これは広島市の方の通級の授業時間を調査したんですけども、ここの小学校は8時間の授業で、今おっしゃった6時間目ではなくて、働いている親御さんに対しては8時間目の4時5分から4時50分までに当てはまるように組み込んでいます。ですから、パートに行かれている方もこの時間帯だったら送って行って、子どもが終わるまで見て帰れるというような配慮をされています。今の話を聞きましたら、やはり授業時間内の最後の時間のところに組み込んでいる形ですが、ここはもう少し、今から働いている、貧困でいろいろ働いている親御さんもおられると思うので、そういう方のことを思いましたら、もう少しこの時間を考える必要性があるかと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃった広島市の事例等を基に、今どのような実際運用しているのかというところは確認してまいりたいと思います。それが実際、海田町で機能するようでしたらば、それもまた調査研究をしていきたいと思っております。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）先ほど議員さんが言われましたそれぞれの児童数なんですけれども、近々の数値は途中入級がございましたので、新しい数値をお伝えさせていただきたいと思っております。海田西小学校が11名、うち2名が海田小学校からです。海田南小学校は12名、全て海田南小学校の児童でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、子どもたちの小学校の通級、今度は中学校の方にもやはり移行していくのではないかとと思われるんですが、中学校の方にもこの通級教室、多分今中学生の中におられるのではないかと思うんですが、それを考えてみる気はありませんか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）答弁でも示しましたが、中学校で実際に入級を希望する生徒がいれば、その障がいの状況や保護者の意向などで条件が整った場合に、また県教育委員会

の方に設置の申請はしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）先ほどから条件が整ってからということなのですが、この条件というのは一番根本になっているのが保護者の理解と思うんですよね。ですから、そこをどう保護者に理解してもらうのか、やはりそこをもう少し力を入れないと、逃げ道としてしか思えないんですよ。要は、保護者が判断しないとできません。でも、その子のことを思ったら、その子の将来的なものを考えた場合は、それこそ鉄は早いうちですから、小学校のときにしっかりと中学校になっても適応できるようになる訳ですから、やはりそこはもう少し、どのような形にすると理解してもらえるのか、せめて中学校、今作ったらどうかと言っていますが、本当言うと、小学校の段階である程度そういう集団の中に入れる、いろんなことが独自でできるようになるというようになるのが一番いいんですけども、やはり現在は中学校はいると思うんです。だから、不登校の子どもたちがその対象に何人かいるかと思いますが、どう親に理解させるか、そこが一番根本じゃないですか。今ただ、そういう事案が出たらということは、全部逃げ道のように思うんですが、そこはどうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）通級指導教室でございますが、通級指導教室は議員が学校教育法の施行規則を引かれましたように、これは障がいに応じた特別な指導を行う場合ということで、条件の一つはまずその子に障がいがあるということでございます。例示されておりますのは、自閉症であったり、情緒障がいであったり、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等、ほかにも言語、弱視、難聴というものもありますけども、そういう障がい、学習をするのに困難な状況が子どもにあるということがまず最初の条件でございます。それを受けて、その子たちにより良い教育、学習をさせる上で、こういう教育課程が適当だと認められることが次の条件。それに対して保護者が是非それをこの子のために望むという三つの条件が最低でも必要でございます。1番目が保護者の期待とか要望ではない訳でございます。ですので、その順位性は学校とよく連携をして、こまめに見て、必要に応じてその障がいがあるということの証明を取るために相談機関に相談したり、医療機関に相談したりもしております。ですので、その順番は間違えないように、学校と教育委員会で連携をして進めておるところでございます。それが学級設置するのにふさわしい、適する状況になれば、これは私ども是非進めたいと思っております。やり

たくないという訳では決してございませんので、そこは御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、設備の件ですが、個々には必要に応じてパーティションやカーテンなどを使用するなどの配慮を行っているとはありますが、広島市では個人情報じゃないんですけれども、親御さんが送り迎えをするその間ずっとお母さんは待機している訳ですから、子どもは親がいると普通の授業的なものが受けられないということで、分からないんですけれども、よく警察のドラマの中で尋問するときにこちらから見えない、中から見えないけれども、外側からは中の様子が分かって声も聞こえる。そういう設備を広島市の方ではやっているんですね、その通級教室に。そうすると、全然部屋に入らないですって廊下に、誰が往復してもそれは子どもの目には入らないんです。ですから、やはりそういう通級の子どもたちというのは、落ち着いてするという必要性があることから、現在、海田町は教室の空き室を使ってやっています。それはそれでいいとしても、やはり設備を部屋の中に親が出入りしても分からない、親がずっと待っていても全然目に入らないというような設備をする必要性があるかと思うんです。このパーティションやカーテンでは全くもってこれは子どもたちの目にとまらないという訳ではないと思うんですけれども、そこはいかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃられたのはマジックミラー等を設置すればどうかということだと思います。実際に、海田小学校から送迎のある海田西小学校では、そういったマジックミラーは設置をしておりますが、パーティションとカーテンによって、保護者の方が待機するところが教室の後ろにあります。そこに机と椅子を置いて、その区切りをカーテン等で今対応をしております。現時点では、学校の方からも保護者の方からも現状の対応で、特に要望等はございませんので、現時点ではこのパーティションとカーテンで対応させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今、西小をおっしゃいましたが、南小もそうなんですよ。南小も一部屋を利用して、そこでいろんな運動もできたりとか、そういうふうになっていますけれども。それと一つは、今、西だけでしょうけれども、他校の子どもがその学校に通級に来るときに、やはり行き帰り、余りその学校の生徒の目に触れないような経路というんですか、教室に入るための親御さんの車を止めるところを、それからここを通過して教室に

入るというのも広島市の方では結構配慮しているんですけども、海田町ではそういうところの配慮はどのようにされていますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）他校の送迎の際の保護者とか児童の経路等の御質問ですが、今、自治体の教室の空き状況であるとか、教室の配置状況によってそれが全て、例えば海田西小学校の児童の目に付かないところを通るということは難しいところもありますが、1階の部屋を用意しておりますので、その辺りは海田小学校から送迎をされて、車を止められて校舎内に入るという点では、一番動線としてはスムーズな流れになっているというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）動線がスムーズということですのでいいですけども、今後、どんどんこういう子どもたち、今、全国的に9万人というふうに、27年度の調査では9万人ということなので、それは今後のことを考えて、教室をすることはどの位置がいいか、動線はどうか、南も西にしてもそうですけども、考えてもらいたいと思います。

それと、この先増えていけば、やはり送り迎えが大変な親がたくさん出てきますので、その人数にということで、10人程度ということでしたけども、各小学校に設置、中学校ももしあれだったらということも考えていただきたいと思います。

それと、今のマジックミラー、将来的にやはりこれは人数増えると、そのマジックミラーということも考えていただきたいなという思いがありますけども、そこはどうでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）今、海田町に限らず、このような障がいを持っている子が通常の学級ににいるということは大きな問題であるというふうに報道等はされておるということは、こちら側としても大きな捉えとしております。また、その子たちが自校の教室において適切な教育を受けれるように、他校に行く場合について、また自校の通級指導において有意義な教育を受けれるような施設環境も含めて、また障がいがある子に対しての、先ほど教育長からお話をさせていただきました条件等というものがあれば、県の方に適正に申請をしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今後も発達障がいの子どもたちが増えていく傾向の中で、やはり前向きな

検討をお願いいたします。

終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩します。再開は10時50分です。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。この度は1点だけ質問いたします。

土砂災害警戒区域指定について。今年度において、土砂災害防止法は施行され、警戒区域を指定、取り組みや進捗をしております。進んでおりますが、住民の安全に関する対策がこちら出ておりません。住民の生命、財産を保全するためには広島県に対して早期に対策を要望することが私としては必要ではないかと思っております。

そこで広島県に対して、どのような要望をされたか問うものでございます。

以上です。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。土砂災害警戒区域指定についての質問でございますが、現在、事業中の奥之谷通常砂防事業や成本12地区及び国信二丁目10地区の急傾斜地崩壊対策事業について、早期事業完了を要望するとともに、被害想定の大きい箇所から新規に砂防えん堤整備事業に着手していただくよう、私が県知事をはじめ、土木建築局長、国土交通省などに要望を行っております。今後も引き続き、機会を捉え、要望活動を行ってまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） ちょっとわし、ここね、今の町長の答弁で、奥之谷通常砂防は、今から言いますが、成本12地区とか国信二丁目10地区とかありますが、極端に言うたら、位置はどこですか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） まず、成本12地区というのは自衛隊官舎の東側の斜面のところになります。国信二丁目10地区につきましてはちょっと目標物が少なくて申し上げにくいんで

すが、はま寿司というお寿司屋さんが国信にあらうかと思うんですが、あれの山側の法面を指しております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 私が質問をするのは法面じゃないんじやから、砂防地区指定されたところをどう改善していくかが、私が質問にしておりますよ。答弁の内容は全然違うんじゃないんですか。もうちょっと真剣に、私がどの地区のことを聞きたいか分かってるでしょう。分からなかったら説明しましょうか。今の言う、私は砂防ダムのことを、川や砂防ダムのことを私は聞いていますよ。だから、今、町長の答弁にもありましたが、この行政報告の中にも建設事業に関する要望活動にございましたがいうて、いろいろ要望されている。29年度東海田小学校地区は砂防危険区域に指定された。私が言うのは、南海田地区と東海田地区のどんだけの条件が違うか、それを皆さん、のみ込んでおられますか。東海田小学校地区は総合公園の上に十何年前かえん堤をこしらえてますよ。去年、おとし、エバグリーンの上、きちっとしたえん堤をこしらえていますよ。三迫二丁目地区は戦後から、畑の谷川は3年前か、できました。だけど、西地区、去年、一昨年、3年前か、町が管轄しておりますとかもめた地区ですよ。あそこは砂防えん堤も何もできていないじゃないですか。戦後。それで、災害起きておるのは皆さん御存じのとおりでしょうが。下岡さんも再々言われたし、写真まで出して。なぜ、そこを早期改善してもらえんのでしょうか。私はそれを言うておりますよ。

県に行ったら、今のどこになるかの、一貫田公園の上、今年完成か、今年度完成か、来年度半ば完成か知りませんが、次は考えておきますという答弁が来ておりますよ。それに対して、早期要望をしてもらいたいために、私はこの度一般質問をいたしました。

今まで三迫二丁目、三丁目、どんだけのあれ、してくれましたか。東の谷の川と三迫二丁目、三丁目の川の規模を見てくださいよ。どんだけの規模が違うか。延長線は三迫の方がよっぽど長いんですよ。災害の危険性も多いんですよ。なぜ、それを考慮して早期に考えましょうとか。

そんじゃ、聞きますが、課長、三迫二丁目、三丁目に河川、あるいは土砂災害、直接関係して何キロかありますよね。それに対しての地権者が何件ありますか。御存じですか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） まず、今回の御質問が土砂災害警戒区域という御質問でしたので、そ

の警戒区域内には土石流等急傾斜地と二つございますので、砂防えん堤と急傾斜の答弁の方、第一答弁に入れさせていただいております。

今、御質問の地権者の数でございますが、申し訳ございません、その筆ごとの結果というのは、ちょっと承知しておりませんが、その区域内にある建物の数については承知しておりますので、それについて回答をさせていただきます。

まず、南小学校校区の土石流につきましては、レッドゾーン、特別警戒区域内にある建物につきましては81棟、急傾斜地のレッドゾーンにある建物につきましては78棟という結果が出ております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 私はそれを聞いとるんじゃないですよ。県からも、ここ資料がありますが、土石流に対して改善を要する地権者が、わし、何人おるか聞いちょる。軒数を聞いとるんじゃないんよ。河川を広げ、道路を広げ、土石流に対しての住民の財産を守る、そのためには県が先頭になってやらないけんでしょうが。県が勝手に決めたことやから、県が勝手に測量して、それに対しての河川の修繕、道を広うしたり、川を広うしたり、それに対しての三迫二丁目、三丁目の地権者は何人おられるか御存じですかということ聞いちょるんよ。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） それについては、申し訳ございません、承知しておりません。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） だから、そのぐらいのことを承知して、答弁してくださいよ。それから、こんな訳分からん回答が返ってくる訳よ。私らは、三迫……。

○議長（桑原） 静粛にしてください。

○13番（崎本） わしが言うのは、死活問題になるんよ。三迫二丁目、三丁目。レッドゾーン、イエローゾーンをかけて。実際がよ。建築確認の申請を出しても、いろいろな条件があって、それをクリアできんで困っとる人が一杯おってんよ。それらの改善をするために、いち早くレッドゾーンを指定した県に対しての何かの対応をしていかにゃいけんのでしょうが。決めたから、後、知らんよう、そういう訳にはいかんのですよ。

あなた方も知っておられるように、高齢化が進んで農業も放棄される人が多い。例えば、たとえ、1万でも5,000円でも田んぼでも買うてくれんか。将来、農業するもんもおらんのだから。そういう人が多いんですよ。そこへレッドゾーンやイエローゾーンを

かけられたら、身動きができませんのでしょうが。だから、その改善方法として砂防えん堤をこしらえて、河川を修繕して、皆さんが安心して、皆さんが集まってくるような地域にしてくださいという私の願いですよ。

皆、町長も分かっとうでしようが。それがなぜそういう答弁が返ってこんのですか。気持ち分かるでしようが。それじゃ、いち早く県に要望しましょうと、県はやる気ですよ。やる気だから、地元の下岡議員や私に地元を説得して協力してくださいと、莫大な資料を受け取っておりますよ。だから、下岡議員も私も地元の人が安心して暮らせるまちづくりなら、そりゃ、反対される人があっても、じゃ、積極的に説得しましょうと、きちっと県の職員さんにも伝えていきますよ。だから、そういう要望を海田町は率先してやってくださいということを私はここで言うつもりですよ。そういう御理解のもとでもう1回答弁をし直してください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございましたように、被害想定の大い箇所からということでございますが、具体的には西の谷川が一番被害想定が多くございますので、そこを今現在早期着手を要望させていただいているところでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私はそれが不思議でならんのじゃがね。わし、はっきり覚えんのじゃが、3年前か安佐南区のあんだけの土石流が出て、なぜ県が見直したかというたら、それまでは県が放置して建設許可、あれは砂防えん堤も何も手をつけず、こういう被害が出た訳よ。これに対して、その次の年、串掛林道の埋め立て問題が出て、ああいう、埋め立てしてもろうたら、将来危険区域で、その2年後ですか、警戒レッドゾーンじゃ何じゃかんじゃ決められて、その中には、砂防指定とは、住民の皆様の日常生活に支障を来すものではありませんが、大雨等による河川の災害等から皆様の生命や財産を守る目的とした砂防指定区内では次のような制限がありますと。その中には、レッドゾーン、イエローゾーン、勝手にみだりに宅地造成したらいけん、木一本たりとも切るのは許可が要ると書いてありますよ。これ、県から来たあれですよ。だから、そういうふうにするんなら、そういうふうな措置を先もって県がせないけんのじゃないかということを私が言うから、今から、時があつたら、全般的なことじゃなし、災害が、みんなが困ってる。人口も三迫二丁目、三丁目多いんですよ、増えて。だから、そういう私的財産を守る、三丁目なんか死活問題になってます。それを健全な生活に戻るような安全対策をするの

が県の役割ですよ。国じゃない、県ですよ。県がやったんじゃから。やってやれんことはないでしょうが。

安佐南区か、災害が起きて2年か3年で復旧してますよ。住む前にやったらどんだけ安くできるかも分かっとるはずなんですよ。だから、強くそういうところを要望して、皆さんが協力します言うたら、やったらどうですか。県も言うてますよ。たいがいこの砂防ダムはできてますよ、畝もできちよる、ふるさと館の上もできてる、自衛隊の官舎の上もできてる。できたのはこっちだけじゃいうて、私もそれを、皆さんに言わなかったら分からんでしょうが。2年前か3年前は三迫川、西の谷川は県のあれじゃない、海田町の管轄やいうて、土石流で流れたとこの災害復旧に海田町独自で2,700万か何ぼ予算が付けられましたよ。これに対して、私はこれは県の河川じゃから、県が修繕するのは当たり前じゃないですかと抗議したんですよ。その結果、御存じでしょうが。これも半年ももめましたよ。課長や部長も知っておられる。明治のことまで出ました。畑賀の方から、明治のことまで。

そこらは、私ら知って、あなた方に言えるから、早くそういう、皆様が安心暮らせるように、三迫二丁目、一番先にレッドゾーン、イエローゾーンにかかっていますの。それを安心して暮らせる町にせないけんのは県の責任ですよ。自分らがかけたんじゃから。それを何で強く県に要望してもらえんのですか。そこをわしは声を高らかに言う訳です。どうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほども課長の方から答弁を申し上げましたが、県の方にはこれまでに要望しております。今後も今、議員さんの要望もありますし、当然、住民の財産を守っていくのは私たちの使命だと考えておりますので、これからも引き続き、強く県の方には要望してまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それじゃ、わし、ちょっと聞きますが、このことに関して、県に何回要望されましたか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今年度は県に対しては3回でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）要望して、誰に要望されたか知りませんが、ただ文書だけを手渡すのも

要望。顔と顔を見合わせて、何を強く言うたかも要望。それであんた3回行ったら、その答えはどう返ってきましたか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、3回の内訳でございますが、一つ目は西部に対しては私の方が要望しております。あと2回は県知事と土木局長、町長を通じて要望の方をさせていただきました。そのときの回答はやはり自助共助公助ということで、全てそういった整備というのは、今すぐやるというのは非常に難しいところがありますが、住民の財産を守っていくという立場から、そういったことを念頭に置いて県としても整備に取り組んでまいりたいということでございました。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私は、はっきり申しますよ。私はきちっとやって、県というたら、今のこの庁舎前の公園の上の砂防が済んだ、来年度からね、30年度から計画を案に入れて、予算計上してみますと言われましたよ。なぜ、ここまで突っ込んで言われんのですか。是非ともやってくれ、予算を付けて計画だけでもやってくれと、なぜそういう強く要望されんのですか。私は大江さんの続きじゃないんだが、何年も掛かって三迫二丁目まで循環バスが上がるようにしましたよ。それで、皆がやれやれと思って、現在宅地造成する途中の区間もありますね。規制を掛けられたら、人口も増えるかも、皆さんが喜ぶんだったら、規制を掛けたら今みたいに建築確認もなかなか条件がある。そういう中で、いち早く安心して暮らせるように、川の修繕とかいち早くしてもらおうよう、私は県に申し出ましたよ。そしたら、言われることは分かりましたと。うちの三迫一丁目じゃが、一丁目の、うちの上まで区域にかかってますよ。これ現在、2軒か3軒、建築許可申請されてますよ。なかなかその中にはクリアするのが難しい点がいろいろありますよ。だから、あるんじゃが、それには協力せにやいけんのやから、それに対して協力するんやから、今の河川修繕、ダムなんかをいち早くってもらおうように、やっぱり要望するのがわしが一番じゃ思うんじゃがね。だから、県も計画案を策定するのに、ほんじゃ、来年度から考えて予算でも付けてみましょうというところまで行っておるから、いち早くそれをやってもらおうように、海田町としても要望を知ってやってもらいたいんよ。それができないから、私がここで言うんよ。まずは海田町に協力してもらわんかったら、町長、町長に協力をしてもらわんかったら、あんなもんせんでもええ言うて、町長が言われたら、県もしませんよ。だから、それはいち早く皆様が要望してやってくださいよ。

地元のもんは地元のもんでしっかりとやりますよから。その点、どうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）しっかり要望してまいります。

○13番（崎本）以上で終わります。

○議長（桑原）11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。国保の県単位化についてお尋ねをいたします。

2015年に成立をした医療保険制度改革法により、来年4月から県が国民健康保険の保険者となり、町の国保行政を統括監督する仕組みが導入されます。一番の問題は、町の一般会計からの繰入れができなくなることです。このままでは国保税が毎年引き上げられることになりかねません。来年度からは県が市町ごとの所得水準や納税率によって市町ごとに納付金を決め、国保を運営する財源として市町は納付金を基に国保税を決めますが、県が試算をした海田町の国保税の一般会計からの繰入れをしないとすると、11万7,691円から13万4,312円に引き上げになり、引き上げ率も14.12パーセントとなり、23市町の中でも一番高いクラスの保険税になると試算をされております。6年間の激変緩和措置が過ぎて、医療費の伸び分プラス法定外繰入れ中止分が加わると、保険税が課せられる国保加入世帯の負担を町長はどのようにお考えでしょうか。

国保に加入をしているのは、失業中の場合や非正規雇用で医療保険に加入をしていない場合、現役を引退した高齢者のうち74歳までの人、個人事業主などですが、今日では所得の低い世帯が圧倒的多数を占めています。全国的には年収200万円未満の世帯が7割を占めております。最近の6年間を見ても、年収100万未満の世帯の比率が高くなってきて、国保加入世帯の収入が全体として減りつつあります。収入が変わらないか、減っているのに国保税が引き上げられたら、滞納が増えてきて、収納率が下がり、一層保険料は引き上げられるという悪循環を招くことになります。

収入が増えない中、今以上に保険料を引き上げるべきではなく、必要な額だけ法定外繰入れを行い、国に対しても国保が社会保障の制度であるので、高すぎる保険税を引き下げるために、国に対して思い切った補助金の増額や医療費が伸びても国保税が上がらないように国が責任を負うように要請をすべきだと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2番目に、海田町の魅力発信について。住みよいまちづくりを目指して、子育て、文化、社会活動を海田町にはいろいろな人が活動をしております。海田市駅南口には新た

な商業施設が出店予定です。町内で人の集まる場所や商業施設に海田町の魅力を発信してもらうために、海田町魅力発信の場を町と地域の人との施設と協議をしてみたいでしょうか。物心両面の支援は住みやすい海田町につながるのではないのでしょうか。見解をお尋ねいたします。

3番目に、中学校給食について。全国の中学校給食実施率で広島県は47都道府県で38位で、学校給食率が71.8パーセントと低くなっております。以前、実施をするために、中学校給食を実施している学校にアンケートをお願いしていたのですが、その結果はどのようなになっているのでしょうか。財政的課題、子育て支援は町長の英断一つだと思いますが、実施に向けてのお考えをお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の3点目については教育委員会から、1点目、2点目について私から答弁いたします。

まず、国民健康保険の県単位化についての質問でございますが、この度の制度改革の目的は、国民健康保険財政が将来にわたって安定的に長く有効に機能するためであり、公費の拡充措置により、財政基盤の強化を図るとともに、被保険者には県という大きな枠組みの中で、それぞれの負担能力に応じて、保険税を負担していただくものでございます。したがって、県を一つの単位として、より安定的な財政運営を図ることにより、継続して質の高い医療の確保が図られるものと考えております。しかしながら、被保険者の高齢化と医療の高度化に伴い、医療費は年々増加傾向を示しており、国民健康保険制度は保険税と公費で運営される、相互扶助による公的医療保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じた保険税のある程度の負担増はやむを得ないものと考えております。本町といたしましては、今後も町の健康づくり事業を進めながら、国に対し、広島県町村会を通じて、財政支援措置の確実な実施や今後の医療負担増に対応した更なる国民健康保険財政基盤の強化について、引き続き、要望を行ってまいります。

次に、町の魅力発信についての質問でございます。人が集まる場所や商業施設における情報発信については、現在もイベント告知のポスター掲示のほか、毎月の広報紙の設置に御協力を頂いております。御指摘のJR海田市駅周辺は駅の利用者が多く、商業施設の整備で更に多くの人が集うと想定されますので、効果的な魅力の発信を検討してまいります。

それでは、３点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（田坂） 岡田議員の中学校給食についての質問に答弁をいたします。本年６月、県内22市町に対し、各市町において実施されておる自校、親子、給食センター、デリバリーの四つの方式別の調査票を送付し、主に中学校の給食実施に掛かる経常経費と、近年施設の新設等を行った市町には施設整備に要した経費について回答を依頼いたしました。７月から８月にかけて回収した調査票を整理する中で、各方式で年間の経常経費がどの程度見込まれるか、大まかな経費規模を把握いたしました。また、平成28年度以降に新たに中学校給食を導入した福山市、尾道市、熊野町には、８月下旬、教育委員会の職員が訪問し、担当者から導入に至った経緯、導入によるメリット、導入後に発生した新たな課題、生徒、保護者の反応、今後の方針等について聴き取り調査を行いました。

これらの調査からは、中学校に給食を導入する場合、自校方式、給食センター方式という調理場を新たに整備して給食を調理する場合、その導入経費に加えて、年間数千万円の経常経費が見込まれ、本町において現在大規模な事業を控えていることを考慮すると、導入は困難な状況であると認識を持ったところでございます。

なお、デリバリー方式については、他の方式に比べて、導入経費を抑えることが可能であるものの、本町においては平成16年度から実施したデリバリー給食を申し込み者の減少から平成19年度をもって中止した経緯があり、この度、聴き取り調査を行った市町において申し込み率が予想を下回っていることを踏まえると、再度、デリバリー給食の導入を検討する場合には、導入に対する保護者の意向や申し込み希望状況を調査したり、それを受けての業務委託費などの精査をしたりするなど、慎重な対応が必要であると考えております。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 国保の県単位化なんですけれども、来年の４月から始まるということで、ということは、今もう保険税いうんか、そういうふうなものの試算いうものはできると思うんですね。だから、国いうんか、厚労省は何か３回に分けていろいろ説明をしていうふうなことだったんですけれども、その辺のところはどうなるかというのがものすごく気になる場所なんですよね。今、法定外繰入れをしとるんですけれども、それがどういうふうになっていくのか、できるのか、国は法定外繰入れはできますよということなんですけど、それができるのかできないのかというのをまず最初をお願いいたしま

す。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）法定外繰入れができるのかという御質問でございますが、国はできるとおっしゃったということなんですが、法的に禁止されているものではございません。しかしながら、広島県では将来的に被保険者の公平性のために県内のどの市町に住んでいても、世帯構成及び所得水準が同じであれば、同じ保険税額になるという統一保険料率を目指しておりますので、その場合は法定外繰入れを一部の市町が行い、引き下げるということは困難だと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）将来的にはということは、6年間、激変緩和措置があるんでしょうけども、その間はそんなに今と、普通考えたら、緩和措置ですから、今と同じような水準になると思うんですけれども、その後以降がぐっと上がってくる。誰が考えても法定外繰入れがない訳ですからね。せんことになったら、誰が考えてもぐっと保険税が上がってくると思うんですけれども、そういうふうな認識でおられるんでしょうかね。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）国はこの度の制度改革に当たりまして、財政基盤の強化のため、公費を全国ベースで3,400億円追加することとしております。これは全国での赤字繰入れ金額とほぼ同じになるんですけれども、この公費投入によりまして、保険税の上昇が緩和されることとされております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）3,400億円とか1,700億円、いろいろ、3,400億円でしょうけども、でも、今、全国の自治体で法定外繰入れをしとるところは28年度が3,900億円ぐらいで、国が公費を投入する額より多い額をいろいろな自治体が保険料が上がるから法定外繰入れをしとるんだけど、それで今の医療費の伸び分というふうなのが毎年毎年2パーセントかそれぐらいずつ上がっていくらしいんですけれども、そういうふうなものを加味したら、やっぱり6年経ったら上がっていくと。今のこの保険、どういんですかね、国保運営に対する国庫の負担金いうんか、それが1984年には49.8パーセントあったのがだんだんだんだん下がって、2015年には20.3パーセントぐらいに国庫負担金を下げていると。片一方では保険税いうんか、それが3万9,000円から9万2,000円ぐらいに倍以上に上がってきとるというふうな状況の中だったら、やはりまた必ず上がると思うんですけれど

も、そうしたときに今の保険税だけだったら、広島県の試算みたいなものがあるんですけど、給与所得が360万円の世帯は国保税だけで41万幾らになると、1割以上超えた国保税だけの負担になって、そのほかにもいろいろな所得税とか何か払う訳ですから、そうすると、ものすごく負担が大きくなって、収納率いうんか、そういうものが下がってくると。滞納世帯も増えてくるような状況というのは目に見えてくるんですけども、そういうふうな中で、果たして継続的いうんか、将来的な国保の運営そのものができるんかいうたら、今の状況だったら、それぞれの町で国保の運営ができない、破綻しそうだからそれを県単位にすると、それだけのことだと思うんですよね。県単位にするからうまい具合いくんだというふうな感じで、本当はそういうふうなもんじゃないと思うんですけどもね。だから、その辺のところを上がらないようにするために、いろんな努力をしてみらうんだけど、それと上がった場合に、払えなくなるから今の法定外繰入れをとるんだけど、それもなかなかできないような状況だと、本当にますます上がってきて、医療、今でも窓口が3割負担で更に高い保険料を払ってまで、うちが3割負担というふうなことになってきたら、今、結構、高度医療いうんか、医療費高いですから、そういうふうになってきたら、ますます払えんようになってくるいうんか、本当に悪循環がずっと出てきて、またぐっと保険税も上げにゃいけんようになってくるような状況になってくると思うんですけれども、そういうふうなときにこの自治体としてどういうふうに対処するんかいうのが要ると思うんですよ。

この答弁には、そういうふうなところがないんですけれども、その辺のところはどういうふうに担当者の方も思うておられるんでしょうかね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今、議員さんがおっしゃってくださったことが正にこの度の制度改革の目的でございます。少子高齢化と高度な医療費ということで医療費全体は伸びていく傾向を示しております。小さな自治体では国保の医療費に対応するためには、幾ら繰入れをしても限界があると。そういう中で今度は県全体の大きな器の中で、医療費についても県民全体の財政的な基盤を強くして実施していくということが大変重要だと考えております。

国に対しましては、先ほど議員さんの方が国の公的な支援の割合が落ちているというふうなお話をいただきましたが、それは当初の考え方が公費と保険税という形の中での財政的な基盤でしたけれども、いつかというのはちょっとお伝えできないんですけれど

も、それに加えて、被保険者の方からの国保に対する財政的な支援も現在も行われております。その残りを保険税と国の補助、公的支援というところで、今の国保財政は成り立っております。

ただ、議員さんがおっしゃいますように、経済的なところで厳しいという方につきましては、継続しての軽減措置、それから、町といたしましては、今後も国に対して医療費の増額分に対する支援措置について県を通して国に要望していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）国保の基盤なんですけども、23市町、どこの自治体も、広島市も含めて、この国保がどこも厳しい状態、海田以上に厳しい状態だと思うんですね。それで、幾ら県単位になったいうても、元が厳しいのに、大きくなって、そんなに問題解決するようなことじゃないと思うんですね。そもそも国保の制度そのものいうんか、制度そのものは今の、いわゆる憲法の全ての国民が健康で文化的な権利を営む生存権を要する25条から、こういうような政策として出てきておるもんなんですよ。それは御存じだと思うんですけど。今、そうはいっても、憲法違反の法律がどんどんできるような状況ですけれども。今の国保は、やはり安い医療費で高度な医療を受けるというふうなのがこの目的の一つなんですよ。これは、御存じのように厚生労働省がそういうふうなことを目的にしておるんですけども、そういうふうなことに合致しないいうんか、高い保険料を出して、保険税は高いのを払うんだけど、なかなか医療を受けられない、受けてものすごくお金が掛かるというふうな状況が今の状況。これ、更にまた社会保障がどんどん切り下げて、社会保障にもものすごく金が掛かるから、切り下げていくというふうなのが今の方針ですから、医療や介護もそうなんだけど。そういうふうな中で、やはり、自治体の役目いうんか、そういうふうなものが問われと思うんですね。だから、今のこの6年間、3年間、6年間は何とかいいんでしょうけども、その後がどんどんどんどん変わってくるというふうな状況になってくるというのは、目に見えとる訳なんですよ。だから、そのときに法的に繰入れができない訳じゃない訳ですから、やはり法的に繰り入れるべきだと思うんですよ。国に対しても今の国保の負担をどんどん下げると、そういうふうなことは元に戻して、元に戻すというのはちょっと厳しいかもしれんけど、今、20パーセントぐらいを50パーセントに今までどおり急に戻せというのは、なかなか難しいんかもしれんけども、徐々に戻していくと、そういうふうなことを町長と

しても国に要望しないと、本当に、病院に行かれずに孤独死とかいうふうな状況がどんどん出てくるとか、せっかく高い保険税を払って病院に行けないというふうな状況ができると、県がそれをコントロール、今度できるようになる訳ですから、この制度として。そういうふうなことがないように、やっぱり町としても国に対しても県に対しても、今までどおりの保険税が上がらないような措置を取るようということ強く言っていくべきじゃないかと思うんです。

町長、そういうふうなことを言ってもらえるのかいうのをお願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今から6年間の激変緩和措置がございまして、その間に、保険料についても毎年見直して進めていきます。

それから、県全体で国保を財政や運営を均一化して行っていくということで、コスト削減や利便性の向上というのは進めていきたいというふうには思っております。

先ほど、町長の方からの要望をというふうに議員さん言っていただきまして、町村会を通じて、継続して要望は行っていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）6年間掛けていろいろ緩和をする、6年間掛けて下げるんじゃないかと上げていく、みんな足並みをそろえて上げていくというふうな格好になると思うんですよ、どうしても。それは実態を見たらそうしか見えん訳ですからね。医療費がどんどん上がる、医療費がどんどん上がったところにお金が必要ですから、そういうふうなのを集めようと思ったら、国保の運営の国の補助金はどんどん下がってくるような状況の中だったら、当然、保険税を上げる以外ない訳ですからね。それは6年間は今の水準でいくんでしょうけども、それから6年過ぎたら、医療費の普通の伸び分も毎年2パーセントぐらい上がっていくいうんだから、それを加味したらかなりのとんでもないような金額になってくるのは、もう分かつとるんですよ。だから、それを防ぐためには、やはりどうしても、町だったら一般会計からの繰入れみたいなのをどうしてもやっていかんかったらいけなくなるんですけれども、それも何か難しいようなことを言われるんだったら、どういうふうな対応、ますます本当に滞納者もどんどん増えていくと。国保に加入をしておる人も高齢、75歳までの人いうんか、団塊の世代がもうちょっとしたら、あれになるんだろうけども、統計的に見てもそうならざるを得んのだけど、そのときにどういうふうになったままで、そりゃ、いいですよということにならんのだけども、そ

の辺のところ、どうしてんですかということなんです。やはり、繰入れをするとか、何かこう対策を今のうちから、ただ国や県が言うとおりのじゃなくて、何か町として対策を取っていかなければ本当にものすごく高い保険税になって、払えなくなると、滞納者が増えていくと、どんどん悪循環みたいなことになって、差し押さえもせにゃいけんようになるというふうな状況が出てくるような気がするんですけども、その辺のところ、どういうふうにお考えでしょうかということですけども。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）どんどん負担が増えていくという、議員さんの御心配なんですけども、実際に負担能力に応じた負担を求めていくということで、必要以上の負担を求めるものではございませんし、先ほど部長からも説明がありましたが、一定所得以下の方に対する軽減措置等は現行でもありますし、現在、26年度以降、毎年、対象世帯が拡充されているところであります。当然、制度の改正後もその軽減措置については継続されていくものですし、先ほども申し上げました公費の拡充措置もなされます。医療費の伸びに対して保険で負担も増えていくということなんですけども、先ほど、町長の答弁にもありましたように、国に対し、医療費の増加分に伴う財政支援の措置の拡充について、要望等行っていきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）端的にお伺いしますけども、例えば28年度で法定外繰入れ、これが幾らあるのかというのと、今の2割、5割、7割軽減、この世帯が何パーセントぐらいおられるのかというのを伺います。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず、法定外繰入れについてお答えいたします。海田町では、28年度決算補填目的の法定外繰入れは行っておりません。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）もう1つの御質問の軽減世帯割合ということなんですけど、平成29年9月末現在で、全加入世帯数につきましては3,683、そのうち2割、5割、7割につきましては、2割軽減世帯数が419、5割軽減世帯数が477、7割軽減世帯数が828、軽減世帯合計が1,724世帯となりますので、全体で占める割合は約46.8パーセントという状況でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、法定外繰入れをしていないのは、法定外繰入れゼロということ、していないのは。しとると思うんですけどね。してないということですか。

○議長（桑原）答弁、要りますか。岡田議員。

○11番（岡田）いろいろな件の、いろんな数値が出てくるでしょう。法定外繰入れ前の数字、法定外繰入れ後の数字とかいうふうな金額が出てくるのは、これは違うということなんですか、それじゃ。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）試算なんですけれども、5月時点の試算結果は28年度の予算ベースで28年度の必要保険税額を計算しております。予算上は法定外繰入れ、決算補填分の法定外繰入れ分を計上しておりましたので、それが含まれておりました。しかし、決算時には赤字補填の法定外繰入れは必要ありませんでしたのでしておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それで今の軽減世帯が46.8パーセント、この数字はほかの自治体に比べたら、多分、いろいろあるんでしょうけど、少ない、50パーセント以上超えとる、50パーセント以上超えて、いろんな軽減措置を受けとるような自治体もあるんですけども、そういうふうな中で、要はどこの自治体でも同じような感じなんですよ。こういうふうな軽減措置を受けとる率のところというのは、どこも同じような40パーセント、50パーセント、60パーセントに近い自治体もあるんだけど、同じような感じでみんな軽減措置を受けとる、そういうふうな基盤の、収入の少ない世帯いうんか、そういうふうな世帯がかなりの、半数近い世帯がそういうふうな世帯の中で、こういうふうな県単位になったからといって、保険の基盤が安定するというものではないと思うんですよ。だから、その辺のところは何かこう県単位で大きくなったから安定して持続的にできるんだというふうな認識そのものがちょっと違うんじゃないかと、私は思うんですよ。だから、ますますもって、国保の運営そのものも難しくなってくるし、そのような皆保険制度そのものが今のままでいったら幾ら県単位になろうと、まだまだ大きくなろうとも同じような、基礎が同じなんだから、やっぱり、そんな解消される、みんな同じような一律に医療が受けれるというふうな格好にはなかなかならないと思うんですよ。それだから、やはり町としてどういうふうにしていくんかというふうなのが、やっぱり住民の皆さん方の命や暮らしを守っていく根本ですからね。そういうふうなところが一番大切なんだと思うんですけど、なかなかそこの方、答弁いうんか、どういうふうを守っ

ていくのか、国保のこの運営そのものだけじゃなくて、町民の皆さんの暮らしを守っていく、命を守っていく、そこを幾ら広域化したとか県単位になったいうても、今のこの基盤そのものが脆弱な訳ですから、それを何とか改善せにや、したり、公費を思い切ってそこに投入をしなかったら、6年経って、大変なことになるというふうなのが私の思いなんですけれども、そこをもう一度お願いいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今回の制度改革の前提条件といたしまして、国からの厚い財政支援があって、全国で赤字補填分の3,400億というものが大前提であっての県単位化というものでございます。ですから、今までは町の中で小さく財政基盤の中で行ってきたものを国の支援、財政措置があり、その上で県の中で大きな安定的な基盤の中で、国保を運営していくというものでございます。議員さんが御心配していただいている国民皆保険制度を存続するためのこの制度改革でございますので、県と協調してしっかり海田町民に御説明をして進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そうは言われましても、全国の自治体が3,900億、法定外、入れとる訳ですから、それがなくなって3,400億か500億を入れてもそんなに今と変わることはないような気がするんですけども。これはこれで。あまり変わらんと、むしろ悪くなるいうふうなことは言っておきます。

次に、魅力発信なんですけど、今度、駅前はどういうふうな施設ができるか分らないんですが、イオンが建て替えて、いろいろと言われとるんですけども、そういうふうな新しい店舗をまた建てられるときに、町としてまだ完成前ですから、そういうふうなところに町の魅力発信のコーナーとか、そういうふうなものを設置いうたらおかしいけど、開設をしていろいろな今、海田町の町民の人が海田の文化とかいろんなことを魅力発信されておるんですけども、そういうふうなところにもいろんな、そこに来る人に海田町はこういうふうなことをしておりますよというふうな提供する場所を開設するとかいうふうな考えがあるんかということなんです。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）議員御指摘の集合施設とかそういう魅力、人が集える場所、そういったような場所に情報発信をという御質問でございますが、確かに有効的な手法だと考えております。町長の答弁にもございましたように、現在もそういったようなと

ころを設置しているところもございます。そういったような形で新しい施設につきましても、また既存の施設につきましても、そういったような有効的な手法が使えるかどうか、今後いろいろな角度から検討して実施してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田） どういうふうな程度の商業施設になるかよく分からないんですけども、いろいろな人が、海田町以外の人もたくさん来られるところですから、是非ともそういう発信の場所、コーナーいうんか、この辺だったら府中のイオンモールですかね、あそこにもああいうふうなのがありますから、そういうふうな格好でお願いいたします。

それと、中学校給食なんですけど、昨日からなかなかできないと、できないいうんか、ちょっと腰の引けたような答弁いうんか、だと思っんですけど、どうしても教育委員会だったらそういうふうな、多額な施設の経費とランニングコストが掛かるということで、やはりこれは町長の決断だと思うんですよね。町長がどういうふうな方針をされるのかというので随分変わってくると思うんですよね。最近でしたら、大きなところだったら、福山が2020年度から、来年度から順次地域でやっていって、2020年までには全ての中学校で完全給食するというふうなことが載っておりましたけれども、今のままだったら、当面いうんか、五、六年先まではしないよというふうな感じで受けとるんですよね。大きな公民館とか役場ができるから、それにお金がかかるということになったら、そういうふうな年数、極端にいったら10年ぐらいは今のままでできませんよというふうに受け取るんですけれども、やはり、今のこの広島県の、どんどんどんどんそういうふうなことを中学校給食でも、進んだところでは給食費を無料にするという自治体も出ている訳なんです。どんどんどんどん自治体間の中でも、目に見える問題でもどんどん格差がついてくるというふうなことで、それじゃ、海田町一体何をしようかというふうな格好になってくる訳なんです。どこの自治体でもそういうふうな公民館とか公共施設を改修とかいうふうなものはある訳ですから、時期が来たらやりにやいけんというふうな中で、中学校の給食というふうなものは今だったら当たり前いうんか、そういうふうな時代なんです。時代いうんか、当然、そうなんです。それを何かの予算の関係でなかなかできないというふうな感じだったら、ちょっと大きなことをしようと思ったら、全部予算のことからできない、できないということになってしまうんですけども、やはりそれは町長は町民の方から選ばれた方ですから、町長の方針、決断一つですることでもあると思うんです。やはり、町長がどういうふうな、この問題で思うておられるのかい

うふうなの、昨日からほかの議員、皆さん言われとるんだけど、みんな実施をしても
らいたいんだけど、それに対して町長がよしやろうと言われたら、そのような執行部
の方もそういうふうないろいろと、頭を、知恵を使って、いろいろなことができると思
うんだけど、やはり町長の決断そのものに懸かっと思うんですよ。教育委員会は
やりたいけども、なかなか費用の問題とか言うんだけど、町長の本当の決断いうんか、
それが問われとると思うんですよ。それで、町長の決断いうふうなのができないの
かなと思うんですけども、町長お願いいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）先日の答弁でもございましたが、学校給食については現在職務権限を
有する教育委員会において様々な角度から検討がなされているところでございますので、
今後の検討状況等を踏まえて、教育委員会と十分に連携を図ってまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）昨日からの論議ですね、教育委員会はやりたいんだけど、財政的な問題
が一番ネックだと思うんですよ。だから、やはり教育委員会じゃなくても皆さんそれ
はやってほしい訳なんです。父兄も含めてね。やってほしいんだけど、やるに当た
ってはいろいろと課題があると、その課題を克服するためには町長の決断なくしてはこ
の課題の克服はできんと思うんですよ。そのことを言ってるんですけどもね。町長がど
ういうふう思うとってんかと。今のままだったら、5年経っても今の財政的な問題い
うふうなのは、その後まだという気がするんですよ。だから、町長の本当の決断はどう
いうふう、決断一つだと思うんですけども、町長の考えをお聞かせ願いたいという
ことなんです。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）昨日からも答弁しておりますように、教育委員会の方で現在その検討
をされておりますので、その検討結果を待って、町としての取り組む方向を協議してい
きたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）なかなか町長の言葉が聞けないんですけども、やはり今、本当にどこの
自治体もそういうふうなことをやっとする訳ですから、できないところでもいろいろと考
えてずっと実施の方向なんですけども、是非とも実施の方向で町長がやろうと決断され
たら、それは課題も克服できると思うんですよ。だから、是非ともやろうという立場で

この問題を、来年いう訳にいかんのだろうと思うので、早急に実施をするような方向で検討してもらいたいと。なかなか答弁はしてもらえない、してもらったらうれしいんですけど、なかなかできないと思うんです。最後にもう一度、町長のこの問題についての考え方をできたらお願いしたいんです。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）昨日来からいろいろとこういった質問が出てきておりますが、基本的に教育委員会の方で所管を受けておりますから、そこで精査した過程の情報に基づき、協議しながら、いろんな面で調整できるとこの協議も含めて検討していくということでございます。教育委員会の方はある程度の方向のものを出示しておりますから、そういったものの検討の中から、今後は方向性を定めていくということになろうかというふうに考えております。

○11番（岡田）以上、終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前12時01分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。広島市東部地区連続立体交差事業に伴う庁舎移転について質問いたします。

現在、広島県とはどのような移転についての交渉を行い、どの程度まで話が進んでいるのですか。この問題については、9月定例議会で財源について質問をしたところですが、その答弁において公共補償による補償を基本として交渉を進めておるということでした。町長は広島県の海田庁舎跡地で移転計画を進めておられます。しかし、公共補償を受けるためには、まず、広島県が合理的な移転先として海田庁舎跡地を認めることが必要です。特にその点についてはどのような交渉を行っているのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。

庁舎移転についての質問でございますが、現時点での県との交渉については、県海田

庁舎跡地の取得や補償の事務手続等について、事務レベルで協議しております。県海田庁舎跡地を合理的な移転先とすることについては、公共補償において重要な事項であるとの認識を持っております。新庁舎整備基本計画の策定の中で、県海田庁舎跡地の庁舎整備位置としての優位性と課題に対する対応案を整理し、町として新庁舎建設予定地に位置付けた上で取り組んでまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私の質問は、どの程度まで話が進んでいるんですかとお聞きしたのですが、ただ事務レベルで協議を行っている、実際の協議の中身はどのような協議を今行っているのでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、事務的なスケジュール感でございますとか、そういう話をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そのスケジュール等はどのような形で今から進むような予定で協議されていきますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、県と協議をさせていただいておるのは、補償の話につきましては、事業認可が終わってからというふうにお話を伺っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）もう1点、僕がこの質問の中で書いている一番大きな問題。公共補償の中で一番問題になっているのが合理的な移転先を広島県が認めない限りについては、公共補償の対象とならない。これは僕の教わったことの中ではそうだというふうに認識しておりますが、それについてそれは間違いないでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）広島県の公共補償基準によりますと、合理的な移転先というところが、前提条件になるところは認識しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）補償の中身は公共補償でいくんであれ、一般補償でいくにしても、どちらにしる合理的な移転先というものを先に広島県が認定を受けない限りについては、2段階、3段階の話がいかないんじゃないんですか。私はそういうふうに認識できますけど。

まずは合理的な移転先、確かに庁舎の新しい設計もしながらですけれども、それを広島県に先に認めさすんが、大事な庁舎移転、連続立体交差事業でやるとすれば一番大事なことと思うんですが、それについてどうなんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）その辺についても大変大事な点であると認識しておりますので、広島県はまだまだ後ほどということをおられますが、早急に対応をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それと、建物の件。建物についても当然今度造る新しい建物の建築費そのものがこの前9月に話したように、交渉の対象になりますね。それについても間違いないですよ。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）公共用地におきまして、必要な機能部分については対象になるというところは間違いございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）要は、新しく建てようとする建物の工事費の、要するに県がどこまでその機能を認めるかで変わってくると思うんですけれども、それについて間違いありません。そのためには、うちも逆に言うと、そう早く、どれだけの建物が必要でどれだけの費用が掛かるんかいうのを早く出さなきゃならない、これは間違いありません。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）その辺の整理が必要であるということには間違いございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ここで一番大事なのが、最初に私が申し上げました合理的な移転先として海田合同庁舎をまず認めることというのが一番大事であって、これを県に推進して、県に認めてもらうためには、我々この執行部だけじゃなくて、執行部だけで考えるのではなくて、議会に対しても一枚岩になるように、最大限の努力が必要となると思います。

ところが、今日あったように、まだ完全に我々の方が一枚岩になっていない、今日質問の中にもありましたように、一枚岩になっていない部分が見える。これは去年の6月の町長から出された基本計画の予算のときに、我々が、我々と言うたらおかしいんですが、修正をかけた、そのときにも私申し上げたんです。町長として、町長が議会に対し

てしっかりと説明責任、それから町長としてやりたいのであれば当然そういうものをきちんと議会に対してこういうことで執行部としては話を進めるというのを、もっともっと全面的に出した説明が必要になると思いますが、その説明がなされていないような気がするんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今、宗像議員、御指摘のとおりであるというふうに考えております。

庁舎の移転先につきましては、基本計画策定の中で議論をしていきたいと考えております。その中で、町長答弁にもありましたように、県海田庁舎の跡地を新庁舎建設の予定に位置付けた上で町として県とも、今回、御指摘いただいたような合理的な移転先についても協議をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、町長に直接、町長として我々議会に対して合同庁舎でお願いしたいという気持ちがある、本当に町長の気持ちの中にあるんですか。あるのであれば、あるような形でもうちょっと対議会に対しての海田庁舎跡地への移転先について、もっともっとまでと言いませんけど、もう少し説明と我々に対する説得というものが必要だと思います。そうでない限りについては、また同じように問題が起こってくるんじゃないか。実際、去年の6月の段階のときに、本当に今後3分の2を維持しながらできるのかなと。当然、今からやっていけば次の我々の選挙の改選以後に完全に条例が出てくるんじゃないか、そうなったときに今のままでいくとも限らないです。そういう意味で言うたら、町長の方がしっかりとそういうものを出して我々を説得する、その部分が必要かと思うんですが、町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）この庁舎移転の問題に関しては、選挙から当然こういったいろんな提案を議員の方々にしながら進めてきている状況でございます。私の気持ちは最大限それに努力を向けて進めていくというのは間違いございません。そういった形で今議員の方々から説明不足ということが述べられておりますので、そういったところは丁寧に説明しながら、皆様に御理解いただけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）是非とも進めて、早く合同庁舎を合理的な移転先として、合同庁舎って言って申し訳ないんですが、合同庁舎を合理的な移転先とすれば、先の議会、先の先の議

会かな、でもありましたように、合同庁舎の土地を先に買えとか、当然県が認めればあえて先に買う必要もなくなってまいります。当然、それが県を認めることとなります。だからこそ、早く一枚岩になるようにしっかりしていただきたいと思いますので、最後にその気持ちをもう一度出していただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほど答弁させていただきましたが、基本的にこの県海田庁舎に向けて庁舎を移転させるという形の方向性のもので今、検討を進めてまいっておりますので、それらが皆様に理解できるように、しっかりと丁寧に説明をしながら、今後進めていきたいというふうに考えます。

○議長（桑原）2番、竹本議員。

○2番（竹本）2番、竹本です。防球ネットについてお尋ねします。本町の小中学校にはスポーツ競技練習等のボールが学校施設から飛び出ることが多々あります。そのため、ボール等が道路に出て、交通事故が予想されます。特に、海田小学校では国道2号線に面していることで、PTA、学校、スポーツ関係の方々が心配されています。防球ネット完備について見解をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）竹本議員の質問については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）竹本議員の質問に答弁いたします。学校グラウンドの防球ネットについての質問でございますが、海田小学校の国道2号に面している箇所につきましては、平成28年度に植栽部分の一部に防球ネットに設置いたしました。その後、学校の教育活動において、ボールが校外に飛び出すなどの報告はなく、学校からは施設整備の要望は受けておりません。学校施設の利用団体につきましては、現在、聴き取りを行っているところであり、その結果を踏まえ、必要に応じて防球ネットの設置や張り替えなどの対応を検討してまいります。

○議長（桑原）竹本議員。

○2番（竹本）再質問をします。PTA役員さん、クラブの責任者の方に聞きますと、時々2号線にボールが飛び出る現場を目撃しています。現状はどうでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）御質問の海田小学校につきましては、海田小学校のソフトボールスポーツ少年団に聴き取りを行ったところ、2号線の方には年に1回程度、西側につきましては年に四、五回出ているという報告を受けております。

○2番（竹本）ありがとうございました。終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。学校給食についてということで、まずお尋ねをいたします。過去ずっとこの件について何名かの議員から出ております。昨日来も出ております。まとめて言いますが、結論を早く出してもいいんじゃないか、どうも答弁を聞いとると、やる気がないのに調査するとかアンケート調査をするとか、訳の分からんような答弁をされておりますが、はっきり廃止ということで答えを出すべきじゃなからうか、少なくとも10年なら10年、そういう時期が来ればまた検討する、その間はやりませんというような結論を出すべきじゃなからうか、訳の分からん答弁に終始すべきじゃない。

いろんな自治体にもありますが、10月18日の中国新聞、10月16日現在でも書いておりますが、自治体は申し上げませんが、相当数の異物混入、こういうようなことが報道されております。10月18日の中国新聞です。こういうことから考えても、あることないこと言いながら、悪ふざけをするような生徒がせっかくおいしく食べようとする生徒のところへ行っ、虫が入っておったとか、おいしくないとか言うて、食の邪魔をしたりする。そういうようなことが残飯を残すとか、いろんな諸問題につながる。だから、食育と言いながらマイナスの状態が出てくるんじゃないか。そこらも含めてはっきりと方針を出すべきであろうと思います。神奈川県の大磯町ですか、最大で52.6とかいうて聞いたんですが、定かではないんですけども、約52パーセントぐらいの残飯量が出ておる。最大で半分以上が出て、半分量がね。平均でも26パーセントぐらい。随分、食の無駄が出ておる。当然にして、その児童生徒の成長過程、体力的なものも考慮すると、その食べる量、食料の量も違うので、一律に給食を与えるというのも問題があるんじゃないかと。そこらも含めて早急に結論を出すべきであると、このように考えます。食の無駄、こういうようなことについてここで一考すべきじゃなからうかと、このように考えます。

続いて、防犯カメラということで、これについてお尋ねをいたします。相当台数の防犯カメラが設置されております。例えば、町内に100台付けたからこれでいいだろう、200台付けたからこれでいいだろう、そういう問題ではなからうと思います。要するに、

犯罪、悪いことをしようという人は少なくとも下調べをするんじゃないか、どこに行くと死角があるんだろうか、見つからんのじゃあろうかと、こんなようなことをまず考えるんじゃないだろうか。そのために、そういう死角を無くするために、いろんな路地、そういうところに、いわゆる録画式と言いますかね、こういうカメラを設置すべきであろうと、こういうふうに思います。それについて、町長はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

というようなことで、最後に、防犯カメラ設置の標語、これを大分前に既に半年1年前にも言うたかと思いますが、うちには相当数の防犯カメラがついておるんですよ、悪いことするとすぐに見つかるんですよ、こういうようなことを児童生徒の教育を含めて、標語をずっとあちこちにぶら下げたらどうか。要するに、これ自体が防犯の抑止効果を出すんじゃないだろうかというようなことをお尋ねしておりますが、その後、どのように検討をされておるか、以上、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問の1点目については教育委員会から、2点目については私から答弁いたします。

防犯カメラの増設についての質問でございますが、1点目については現在の防犯カメラは警察と協議の上、犯罪が発生した場合の逃走経路として利用されやすい主要道路、交差点など、53か所に設置しております。これまでの整備で町内一円に配置し、一定の整備はできたものと考えておりますが、今後、町内の道路整備状況や公共、民間施設の建設等に伴う状況の変化があれば増設について検討する必要があると考えております。2点目については防犯カメラの設置を周知し、犯罪等を抑止するため、防犯カメラの設置箇所周辺に防犯カメラの周知用電柱幕を設置しているところでございます。

それでは、1点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）前田議員の学校給食の質問に答弁をいたします。

学校給食につきましては、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達、栄養バランスのとれた豊かな食事の提供、食に関する指導を効果的に進めるための教材としての活用などの重要な役割があると認識をしております。

一方で、仮に本町の中学校で給食を実施するために、自校方式、親子方式、給食センター方式という、敷地内や隣接校等の調理場で給食を調理する新たな施設の整備や施設

の拡充をすれば多額の導入経費が生じることとなります。本町において、現在大規模な事業を計画していることを考慮すると、中学校給食の実施のために新たな施設整備を行うことは困難な状況であると認識を持っております。

なお、平成16年度から本町で実施したデリバリー方式につきましては、申し込み者の減少から平成19年度をもって中止した経緯があり、このことを踏まえると、再度、デリバリー給食の導入を検討する場合には導入に対する保護者の意向や申し込み希望状況を調査したり、それを受けての業務委託費などを精査したりするなど、慎重な対応が必要であると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今の学校給食のことではありますが、昨日来言われておるその答弁の繰り返しなんですね。何ら進展がない。私が聞いとるのはそういうことなくして、アンケート調査をするのか、19年にデリバリーをやめたとか、そんなことじゃないんですよ。もうそういうことでやめたから給食というものに対する需要、その利用がないんだと。これもいろんな面でデータが出とるじゃないですか。デリバリーも利用がない、昨日来も答弁に出ております。尾道やったですかね、熊野町ですかね、数字は違いますが、5億も10億、教育長の答弁では多額の整備費を導入して、今の言い掛けた、熊野町、尾道、30パーセントしか利用がないんですよ。そのために5億も6億も、給食室を整備して、だから、後で言われた庁舎問題やらいろんなことで必要経費で大変なんだと。だから、言うところですよ。やめると。10年なら10年やりませんよ。その必要が出たときに再度検討しましょうと、現時点ではやりません、19年にやめたんだから。先ほども言いましたように、児童生徒の身長伸び、わしみたいに足の短い者もおりゃ、長いのもおる。足の長いのはようけ食べるはずやから、当然、食の量が変わる訳よ。先ほども言いましたがね。一律に給食でこれでよからう、これが食育であります、健康増進に栄養の計算をしております、でたらめな話じゃないですか。その人に個人差、個体差で食の量、食べる量の話を言うところんですが、その食量が違う訳なんよ。一律にやろう、どだい無理な話をしとる訳よね。だから、訳の分からん答弁、多額の費用が要りますじゃ、デリバリーをやめましたとか何とかね。先にも言われておりますが、成長期にある児童生徒のこういうもんで、健全な育成かどうかしらんが、これも言いました。私のような悪ふざけをするような生徒がおって、真面目に食をしようという子どものところ行って、わあ、おまえうまくないじゃろう、これ、まずうて食われんよ。そりゃ、そうかも分からん。

当然、個人の家庭で、例えば塩味、砂糖味、その量が皆ばらばらなはずなんよ。それを一律給食でやろうと、どだい無理な話。栄養のバランスが取れる、豊かな食事の提供をする、量も違うし、砂糖の量も、全部育った環境が違うよ。だから、一律でやろうと思う、利用がないというようなここらにも原因があるんじゃないか。昨日来の答弁でね、出ております。30パーセントほど。そこらについて、だから、それはそれでいいんですよ。だから、今、私が言いましたように、繰り返し言いますが、もう10年なら10年検討しません、そのときに必要をもって迫られれば恐らく過去出ておるこの給食問題じゃの、四、五人、昨日からでも出ております。わしが5人目ぐらいかね。やれ、やれという方向なんです。私だけがはっきりしとる。あなた方が苦肉の答弁をされておるから、見るに見かねる。だから、ずばり、10年間やりません。繰り返しに、同じことを何遍もしつこいようになるけれども、どうですか。そこで断を下すべきじゃないのか、どうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）学校給食の目的やメリットについては、冒頭の答弁で申し上げたとおりでございます。ですので、教育委員会としては給食には大変重い意味があるというふうに捉えております。ですから、実施をするということが大切、そういう方向で検討をしたいと思います。ですので、この10年、給食をやらないということは教育委員会としては考えておりません。その折に、繰り返しになりますが、新しい施設の整備とか拡充ということはもろもろ考えると難しいのではないかと、そうなりますと。学校給食の提供という方法が県内でも6の市町で行なわれているデリバリーという方向もありますので、それは検討の余地が十分あるというふうに考えております。給食を行うということは大切と思っておりますので、導入をするとなると、それに向けて持続可能で、町民の皆様にな得できる方法を検討するのに今しばらくお時間を頂きたいということで、御指摘を頂いておりますけれども、給食をやらないということは教育委員会からは申し上げることが現在できません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこらが、先ほど来言っているように、訳の分からん答弁に終始しとる。

教育長、そういうことを言うとする。少なくとも、先ほど来出ておる、例えば新しい設備を造るとか、投資するとか言うて、予算は町長部局が持つとる。来年から給食をやりましょう、教育委員会としてこんな答弁できる訳がないじゃないですか。まず、そこらを含めて、町長部局と煮詰めにゃいかん。それでは、PTAに対してどういうアンケート

調査をする。うちの子どもはいろいろあって野菜中心でいっとります、うちの子どもはそうではなくて、特に育った環境から魚が好きだ、うちの子どもはそうじゃなしに肉が好きなんだ、それを先ほど来言っておるように一律で給食で食育とか何かの名目で並べよう。そういう無理な話をされるね。それでいまだにまだ調査しますよなんて言いながら、やりたいんだと。それだったら、やりたいではっきり言やいいじゃないですか。それをPTAにアンケート調査するやら、そこらが訳が分からん言う。もっと切れのいい答弁がでkindのですか。どうなんですか。もう1回。PTAにアンケート調査するじゃ、意向調査するじゃ、それは逃げの答弁じゃないの。俗に言う、その場限りの。本気でやるなら今までもうアンケート調査をしてるはずでしょう。半年、1年、2年前から給食問題、わんわん質問が出てるんですよ。その度に意向調査じゃなんじゃら、そうして給食設備を造れば5億掛かりますじゃ。いや、あっちこっちにお金が必要から難しいです。何を言うとするんか。だから、少なくとも10年なら10年、今後やりません、取りあえずその10年先に、平成39年か、その頃にどうしても声が出ればやりましょう、そこで考えますよという答弁をなさいとと言うとするん。どうなん、断を下せばいいじゃないですか。全責任、町長が言おうと。町長もやりとうないんじゃろうと思うねんけど。断を下したらどうや、教育長。非常に難しいのを、内心うれしいなと思うとするのかも分からんが。どうですか、それは。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（田坂）給食の有用性は揺るぎのないところでございますので、導入に向けて検討するのが教育委員会の責務であると考えております。ですので、どのような方向で、するとすればどういう方法でできるかを考えるのが私どもの責任でございますので、そういう考え方で進めていかさせていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言うても駄目じゃろうが、あっちとこっちと食い違うとするんじゃけん。それじゃ、やりますと言やいいのに、いろんな議員がやりなさい、やりなさい言うて。やりたい気持ちがあるけども予算がないから難しい。だから、そこを私がまとめて言うとする。訳の分からん答弁。もっと整然とした答弁がでkindのですか。例えば、そういうふうに言われるんなら、年間5,000万ずつ10年間基金作って、そして給食の設備を造って、10年後にはびしっと完全給食やります、これぐらいの答弁をしてもいいんじゃない。何か分からん、やりたいんじゃ、銭がないんじゃ、意向調査でPTAが、父兄の意向が

分からんのじゃ、何を答弁しとるんか分からん。どうなんか、そこら。もっとはっきりした、さっきも言ったように、食べる量、個々によっても皆違うし、一律で持って来いというのがどだい無理な話なんよ。何ぼ言うても、これは平行線じゃ思うけどね。やりたい意向ははっきりした。次の議員がまたそういうことでやりたいんなら、いつからやるんだとか出てくるとは思うけどね。そこらの意向はどうするんか。町長部局と予算についてどこまで打ち合わせしとる、何も打ち合わせしとらんのかな。念のため押すけども、そこはどうなんですか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（田坂） 検討に時間が掛かっているという御指摘もあったかと思います。各市町へお願いをして調査をした結果をまとめて、町長、副町長、財政を含めて御報告を差し上げております。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 何かこれ以上、言わんけどね、大変じゃろうけど、こういう答弁をする方もつらからうけん、もうちっと皆が理解できるような答弁をせにやいけませんよ。やるんか言うたらやりません、やれ言や、またちよっと検討が必要と。何を言うとか意味が分からん。そういうことじゃ、いい子どもが育たん。があっと決定するような意思表示をやって、そういう一つの目標を決めて、ぴしっと進まんと、のらりくらり、のらりくらり、その場限りのようなことを言うってはどうなる。

そこで町長、防犯カメラには、さっきも言うたが100台付けたからもうよからう、今朝の中国新聞にもどこやら載っとったけども、何か知らんが2,000台やらちよっと忘れたけど、あちこちにようけ流川の方からいったら40パーセントぐらい犯罪減った、客引きがどうかいうて、ニュースの中身は忘れたけどね。そういうことで非常に防犯というか、犯罪の抑止効果というんか、非常に大きいもんがあると思う。まずそこで先に言いましたように、路地、53台付けたからもういいよ、そういう話をしとるんじゃない。53台付けてもそういう死角というのか、逃げ道というのか、そういうところが一杯あるじゃろうと思う。警察と協議したからいいよ、逃走経路は利用しやすい主要道に付ける、それはもう当たり前のことなんだけど、それはそのごく一部の動線の長い話をしとるじゃだろと思うんよ。わしが言うのはそうじゃなしに、そういう死角を短い動線をたどって逃げる、だから、さっきも言うた、極端に言うたら全路線に、全道路、町道、何十キロあるんか知らんけども、全部カバーするぐらいの気持ちでする必要がある。ここ

では町内一円に配置して、一定の整備は分かる。だから、死角のないようなところ、そこを探してもうちちょっと増設する考えを聞いとるので、再度、その辺の答弁を願いたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもありましたように、現在のカメラは主要道に整備しておりまして、町内一円に配置をしておるものでございます。今後の整備につきましては、町内の商業施設、それから公共施設、いろいろな駅前整備やバイパスの開通などもあろうかと思います。そういったインフラの大きな変更がある場合に、やはり関係機関、警察等の要望を踏まえて増設の検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）主要道路、例えば駅前とか、海田にはいわゆるメイン道路いうんか、例えばそういう大正交差点の真ん中とか、駅前の広場とか、そんなところで悪いことをする人ははっきり言うておらんよ。誰が見ても見えるから。どうしてもどこか、あんまり個人でこういうことを言うたら、語弊があったら議長、職権で直してもらわにやいかんが、そういう旧市街地の新町の方の裏通りとか、そういう込み入った細い路地、こういうところで犯罪が起きやすい。だから、こういうところをカバーせにやいかん言うとする訳やね。例えば、千葉家の横の三又路、こんなところの真ん中で悪いことをする者はおらん訳よ。誰が見ても、もう、あこが比較的直線道路でかなりの距離からでも見通せる。だから、そこでは悪いことはできんのよ。例えばひったくりをやろう、できんのよ。そういう路地でやる訳よの。やりやすいというのかね。人見につきにくい。それで、路地はすぐまた細い路地に入ったらすぐ死角になって、どういうふうにして隠れるか、どこかに車に止めてて、そこまでその死角。だから、悪いことをするのは、さっきも言うたように、路地を、そういう安全なところを探す訳よ。そして、悪いことをする訳よ。その見通しのいい、2号線の真ん中でやりやせんよ。だから、ただただこうやって、そういうところで付けて、道路を整備して、広いところ、明るくなったところでやりますよ、カメラ付けますよ。要らんのよ、逆にはそんなところは。だから、わしが言う、短い動線でも死角、そういうところをもっと探してというのか、そういうところに整備、録画式のものを整備せんと、こう言うとする。再度、その考えを。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）繰り返しになるかもしれませんが、いろいろ調べてましたら、町道

だけでも延長は約91キロあるということで、そこから更に路地とかいうところまで含めますと、ものすごい台数になろうかと思います。効率よく、いわゆる犯罪の抑止と検挙とかの協力を資するためには、やはり町長答弁にもありましたように、犯罪の逃走経路であるとか人のよく集まるようなところですか、そういうときに重点的に整備をして、抑止効果、それからその検挙率であるとか、そういったところに効果の方を求めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 抑止効果とかそういうのは検挙率を上げると、非常にいいことなんだな。

数字は忘れたけども、今朝の新聞でも400何ぼで170件ぐらいが防犯カメラから検挙しておると。ちょっと数字が間違えとったら、それはそれなりな。要するに、相当数の率で検挙しておるということです。そこだけで聞いてくれりゃあいいけど。そういうことだから、今の言うた逃走経路、早く逃げようと思えば車けども、この間もテレビで民放でやとった。強盗か何かやって、カメラずっと調べたら映ってなかった。それで、人通りの少ない暗い路地に逃げとった。相当時間掛けて張り込みとか内偵をしてね、検挙しとったと、こういう事例もテレビでやとる訳です。だから、そういう犯罪をやろうという人は単なる窃盗というのは比較的安全言うたらおかしいけども、そういう事件、事故は比較的安全なんかな。もっと強盗のようなことになると、もう人命に関わる事故が起きる。だから、そういうところに抑止効果を兼ねてカメラ、そういう録画式のこういうもん。再度、その辺の考え。

それと、ついでに言うけども、防犯カメラなんか、幕をどこかにぶら下げとる。わし、正直言うて申し訳ない、どういう懸垂幕か横断幕が知らんが、防犯カメラ設置の町と書いてのを見たことがないんで分からんのやけど、どこにどういうもんをやとるか、そういうもんも聞きたいのと、私の方は子どもの教育効果も挙げて、僕の標語があこに載とるよ、立とるよ、看板でいう、教育効果を含めた標語なんかやったらどうか。防犯と子どものそういう教育と兼ねて両立できるんじゃないかと、こういうことを言うので、所管は教育委員会に行くものかどうか分からんけども、その辺の答弁をお願いしたい。

○議長（桑原） 生活安全課長。

○生活安全課長（脇本） 細かい路地への抑止というところでございますけども、今現在、電柱に防犯カメラ作動中というような電柱幕をポイント、ポイントに張っております。

今、町内で昨日までで41か所設置をしました。全ての路地にカメラを付けるということは、先ほども申しましたように難しいところはございます。そのような啓発の電柱幕が主要道、目に付くところにあることによって、悪いことをする人があらっと、何かカメラが付いとるというものがあちこちに張ってある、そういうところで主要道から路地、そういったところへの面的な抑止効果が図れればと、そういうふうに思っております。

それから、子どもたちに標語を求めているところについては、現在のところ、そういう取り組みの方は行っておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）緊急を要するとか、だからさっきも言ったように、一遍に、交差点が100個あるから100台付けろ、こういうことを言うとするんじゃない、順次3台でも5台でも2台でも1台でもいいのよ。そして、整備をなさいと、そういうことを言うとするので、それを毎年2、3台ずつでも、1台20万か何ぼかするんじゃないだろう、録画式じゃいうたらね。だから、大変じゃろうと思うから、だが、順次そうやって整備して、これはちょっと要望みたいなことになる訳だが、それとその子どもの標語をこれも相当前から言うとするが、考えとらん言うて、検討しますと言うたんじゃないか、この前は。少なくとも横の連絡はどうなっておる。教育委員会はここで考えとらんかいな。全く相談がないから考えておりませんいうんか、ここらどうなんか。教育長。誰でもいいが、学校教育課でもいいよ。内部というんか、横の連絡というんか。子どもも喜ぶと思うよ。学校の正門の横の方に何とかいうていったら、あれ、僕の標語よ言うたら喜ぶと思うがの。親も喜ぶ、じいさんも喜ぶじゃろうと思うがね。うちの孫の標語じゃいうて。どうか、そこら、検討を。横の連絡はなっとらんかね。しとらんのかね、どうかね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）防犯カメラを付けて、抑止効果がどのように図れるのかと、前田議員の方からいろいろ委員会であるとか本会議の方でも頂いたと思います。それはカメラを付けたただけだと、そこにカメラがあるのが分からない、海田町にカメラが設置してある、推進している町であるのが分からないから、そういったPRをすべきではないかというような御趣旨でこちらの方は捉まえておりまして、海田町には防犯カメラがあちこちに設置してあるよというのを啓発する方式を取ったものでございます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（石川）現在、子どもを活用しての標語等の作成について、こちらの方では検

討しておりません。それを導入するということになればということでお話をさせていただくと、やはり教育的効果というところを考えざるを得ないかなというふうには考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）やっぱり、そういうことを考えて、防犯の町というと、一つ、海田では悪いことはできんよ、カメラが一杯付いとるけん、そういうPRと、何回も言う、子どもの教育ということを考えて、あるかないか知らんけども、私も大分昔、建設現場では何年に1回安全大会というので、安全標語とか、いまだにやっとなとは思いますが、いろんな業界が。そういうことを含めて、子どもにも防犯意識の高揚、ここらを含めて、やっぱりもっと横のね、あれを取ってやる必要があるんじゃないかと、こういうふうなと思うけど。そこら答弁せえ言うても今まで打ち合わせもしとらん言うから、今ここで答弁せえとは言わんが、緊急にまた機会があったら聞いてみるが、少なくとも打ち合わせぐらいやるかやらんか、やらんならやらんいう方向で、何も検討しとらんよというようなことではなくして、やっぱり一つの器の中だから、いわゆる縦割りというんじゃないくして、もっと横の行政をやらないといい町になっていかんと。ということで、そこらをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をします。再開は14時10分です。

~~~~~○~~~~~

午後1時48分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第32号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第32号議案、町道の路線の認定について。寄附による敷地の全てが町有地となった道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第32号議案、町道の路線について御説明いたします。議案

書の 7 ページをお開きください。

この度は町道348号線について道路法第 8 条第 2 項の規定により、路線認定の議決をお願いするものでございます。

次に資料 2 の町道の路線認定箇所図の準備をお願いいたします。1 ページを御覧ください。町道348号線の区間図になります。赤色で示した部分が今回議決をお願いする区間でございます。次に 2 ページを御覧ください。位置図になります。今回認定する区間の延長は114.4メートルで、町道135号線と町道313号線を結ぶ区間となります。幅員は4.0メートルから7.5メートルでございます。次に 3 ページを御覧ください。断面図になります。A－A' 断面につきましては幅員7.5メートル、B－B' 断面につきましては幅員4.0メートル、C－C' 断面につきましては幅員5.1メートルで、全区間が 1 車線の道路でございます。この町道348号線は道路敷地の一部に残っていた私有地についてこの度寄附を受け、道路敷地の全てが町有地となりましたので、路線認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。この路線は私のあれでは、30年以上、この建て売りができて、30年以上多分掛かっておると思いますが、町道として認定する場合には町道認定の規約、規約いうか、条件というものがあります、幾つか。その間、三十何年間、約三十何年か、20年か知りませんが、このままほっておかれたのは今の 1 件だけ、誰かが寄附をせんと言われたのか、そういうあれに聞こえましたが、町道の認定に対しては下水道から水道から今の舗装も設備もできたもんじゃなけにゃ、町道の認定には町道として取りませんという規約があったように感じますが、今の 1 区間をのけて、町道のこれ、説明を聞いたら、町道の、町が私有地というようなあれを聞きましたが、私が以前議員になる前からこれずっと知っていますが、町道としての、私は個人の所有と聞いておりました。だから、最近になって町も下水もやりましたが、なぜそれならそれに対して今になって町道と認定されたか、そこをちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まずこのタイミングになったというのは、先ほど申し上げましたように、道路敷地の一部に個人名義の土地が残っておりまして、その方の御協力がなかなか

得られず、この度御協力いただいて寄附を頂けたということで町道の認定をお願いするものでございますが、私有道の町道編入基準というものがございまして、その基準には現に一般交通の用に供されているもの、幅員が4メートル以上あるもの、線形に欠陥がないものであるとか、先ほど申し上げました階段形状でないもの、舗装排水設備、隅切り等が設けられているもの等々の内容がございまして、それらを満たしておりますので、この度認定をお願いするものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今までほってあって、一部寄附が認められなかったら、町道として認めなかったら、なぜこの時点で町道として今のいろいろな基準があるわの。下水道、水道、アスファルト舗装がやってあって、雨水整備ができて、いろんな基準がある訳よの。私、何でこれ言うかいうたら、過去、海田町の建設課からまとめて二十何箇所、町道の認定出されたことがある。あなた、知らんけんの。児玉さんが課長で出木さんが部長のときかの。前田さんは知っとなんじゃが。そのとき、反対した訳よの、基準に合わんから。一部が基準に合うとるからええじゃないかという役場の判断だったらの。だから、一部が基準に満ちとっても、今の言う、一部はやったらね、もうちょっと早うに認定してもよかった、わしは。下水を何で町道認定じゃないところへ町が下水設備をしたか。過去はそういうことが一杯ある訳よの。わしが言うとの。最近、説明した町道6号線でも、寄附行為でわざわざ日下橋から今の三迫二丁目、曾根田さんの前までは。4メートル弱、3メートル何ぼぐらいの道やったんや。それを皆頭を下げて、反対される人、頭を下げて、お願いします、お願いしますいうて、努力した経緯があるよの。今はもうその姿はないんじゃが、芸陽バスでも9時までは大型は進入禁止までかけて、今の畑賀道路と同じぐらいかだったんよの。それを何とかしてあそこまでやって、これも一生懸命、皆さんあれしとったんや。そやから、一部残っとったから今まで町道せんかったもんをそれまではの。何で町が今度下水道でも負担してせないけんのか。ということは、下水道の方に、あんたの考え方、やり方でも、最近変わっちゃるんよ。下水道復旧せないけんから。個人の住宅を何軒以上あったら町道となあても、町が施工しちよるよの。政府と一緒に。何でも都合がいいように、条例か何かを変えて、やっぱりそれはそれなりの責任がわしはある思うんよ。この前、ちょっと言うたんじゃが、昭和43年に今の前山岡町長の兄貴さんの俊之さんが建設次長じゃない、調査何とか課長でもないときに、まだ下のときに。海田町の水害か流れたところを全図面を整理されました。それから、昭和62年、

例の、どこから言うたらええかの。過去、勝矢の精米じゃった酒屋、あそこから三迫郵便局のところ、道路を広く、道路を整備したんよ。図面の整備を行った訳よ。そのときの経過はあなた方は知っておられませんかの。昭和43年か何ぼにやったときには、昭和63年に整備したときには、川の中に畑があったり、わし、それやかましい言うんよ。今になってなぜするかいうて。私はそういうことをやってるんなら、わしは現時点であなただ方をちょっとしようか思うんよ。何でか言うたら、皆寄附行為で皆やりましたよ。書類は残ってます。海田町にはその書類は多分ないはずなんですよ。わしは知らんのじゃがの。じゃけん、そういうことがあるから、下岡さんも同じようなことを言うてんじゃが、ないか思うんじゃが、現時点の図面と公簿、昔の分と違っておるのを、この間でも違うちよる訳よ。わしが過去聞いたところでは。最近になって寄附があったから町道にしますいうて。これ、以前に町道として仕事しとるじゃないか。だから、今の時点でないして、その理由というもんが1軒だけ反対されたから、それで今になってなぜ賛成されたか、そこらちょっと聞いてやめます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんがおっしゃられていましたように、平成17年から18年頃にその一括の町道認定をする経緯がございました。その際に、その厳密な、私道を町道に編入する基準というのを協議の中で決めさせていただいて、その中で道路敷地の全てが町有地、寄附を承諾していることが条件というのが含まれておりましたので、今回、それが全て整ったので上げさせていただいたものでございますが、なぜこの時期になったかということでございますが、平成6年から9年にかけて、こちらの道路について寄附をお願いして町道にしようとしていた動きがございました。その中で、今回、御協力いただけた方がちょっと諸般の事情でそのときは御協力がいただけないということで一旦頓挫したものでございます。

この度平成26年から27年にかけて、この付近で境界立会の申請が出てまいりましたので、建設課がその立会に立ち会った際に、この道路がその町道認定の途中で止まっているということを発見いたしまして、そこから再度動き出しました。その中で所有権移転ができていない方に粘り強く交渉をさせていただいた。もう一つは、当時の測量技術と現在の測量技術がちょっと違いまして、公図の測量図と現地が不整合な箇所がございましたので、その辺の測量のやり直しであったり、地図訂正という諸般の手続を踏んで、今回全てが整ったので、町道認定をお願いするようにしたものでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 最後に。私、それが確認できなかったということを言いますとね、なぜそういうことが今になって再々起こってくるか言うたら、あなた方が悪いと言うんじゃないよ。時代の違いを言われたらそのとおりですよ。昔、パソコンなかった訳よの。人から人へ申し送りよ。申し送りで次から次の人間にいったから、その申し送れの漏れがあった訳よの。そのときに、パソコンに替わったときにパソコンに入れ忘れちゃう訳よ。これははっきり言うて、それが原因なんよ。三迫川、三迫二丁目の川でもそうでしょう。県の維持課が認めたんじゃないから。パソコンに申し送りの分をパソコンに入れ忘れたからこれが県の維持管理の分と、載っとりませんでしたということが理由な訳よの。現に、この度もそうでしょう。一応、現測量が時代の変化で変わって、これが発覚したから粘り強くと言われるのが、議員は、多分その聞き方、思うんよ。それでわしは最後に、さっきも下岡さんが、一杯そういう箇所がある訳よの。だから、私がずっと言うのは、そういう箇所があったら再確認をしてくださいということは、私は言いたかった訳よ。その点についてはどうですか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） おっしゃられるように、ほかにも事例がないのかと言われますと、確かにございます。それにつきましても、現在、境界立会等、そういった事案に当たった際に、一つずつ丁寧に処理を進めております。今後はそのような引き継ぎ漏れがないようにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 私がお聞きしたいのは、さっき今、境界立会を何年か前にしようとしたときに、発覚というか、町道認定がどうかこうとか、未認定であるということが分かったというような説明があったかと思えますけれども、正しく境界立会をされる原因となったこの土地、地権者の方が家を、前に建っていた家をのけて、その土地を買われて、家を建てようということで具体的に境界立会に入ったときに町道認定されていないということで、その地権者の方は家を建てるから早く町道認定してくださいという申し入れを町にされている訳ですよ。今、何年にその境界立会があったかということの説明と、その間、今言う1軒の方の地権者の方の了解が得られないから町道認定できなかったということですが、相当、何年もほっといて、ほかにそうならそれでやりようがあったんじゃないか。例えば、建築基準法上の位置指定道路にするだとか、そうしないと、

町道認定前提で走っていたから、それだと言うんなら、例えばその部分だけのけて町道認定するだとか、してないと、その方、ものすごい困っておられたんですよ。さあ、道路に面しているから、現況ですよ、接道義務も果たしているから家を建てようと思ったら、建築確認出そうとしたら、ここは道路認定されてないから、建築基準法の申請受け付けられませんよと言われて、困って、早くやってくださいと、何年経つんですか、それから。今言うように、今お聞きしたら、この現況になって20年以上経っている訳です。ほったらかしているからそういうことになっている訳で、その方の申し出があって、ほかにやりようがなかったのかどうなのか、たまたま今回、ここ、土砂災害防止法のレッドゾーン指定になるんじゃないかと、私もひやひやしていましたけど、幸いにもレッドゾーン指定から外れたからよかったけども、その間にレッドゾーン指定されて家の規制が掛かるようになっていたら、大きな問題になっていますよ、その間に。ほかにやりようがなかったのか、何年間もほったらかして今になって町道認定出して、そのところ、ちょっとお聞きしたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、今、議員さんがお話しになられた方が、家が建てられないとおっしゃられている土地を購入されたのは、町がこの寄附行為をお願いしたり、地図訂正を行う作業の後です。後に町道の認定を行わなければそこには家が建てられませんよというのを事前に何回も御説明をさせていただいた上でその方は承知で購入された土地です。したがって、そのほかの方法がなかったのかとおっしゃれますと、正直、町道認定をしない限りは、そこに家を建てるというのは難しいものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）いずれにしても、その方は家を建てる意思で購入されてる訳ですから、それから、それならそれで早くやらないと、家が建てられない状況にあって、その1人の方の了解が得られなかったからここまで遅れたという説明ですけれども、それだけでどうですね、1人の地権者の方を説得してきたのか。私なんかも聞いてて、なんでそんなに1人の説得に時間が掛かるんだと、一番最初からいったら20年以上前、現況になって、町道認定着手して20年近く掛かっている訳ですよ。やっとここへ来て認定されたと。それはそれでよかったんですけども、20年も掛かって寄附の説得かかるという理由というのがよく納得できません。何でそんなに掛かるのか、そしてここへ来てやっと認定が取れたと。その同意されない方は何か同意できない理由があったんだと思うんですね。

そのところ、町がしっかりと組んで、町なのか何なのか原因は分かりませんが、大体、何で20年間も協力いただけなかったのか、差し支えなかったらその理由を説明してください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）平成6年ごろから恐らくそのお話をさせていただいていると思うんですけども、過去のいきさつはどうであったかというのは、私は承知しておりませんが、そこはお答えできないんですが、26年、27年から交渉を再開した経緯で、何でもそこまで時間が掛かったかというのは、1点は、道路敷地以外のその方の持たれている土地について処分を求められました。それについては町として応じる理由がなかったのもので、そこを御説明して御了解、御協力いただくのに時間を要したものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）その地権者の方が今回同意されたということで、納得されたから同意されたということだと思うんですけども、今まで納得しない、今のほかのところの処分を早う言えば海田町が多分そこも買ってくれたみたいな話だったんだと思うんですけども、どういうことで今回納得されたのか、そのところの説明をお願いします。3回目ですけど、最後です。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）その土地の隣接の方が、ちょっと詳しくは申し上げられませんが、その土地を購入された、それによって町に対するそういう求めが消滅したものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、3ページ目というのか、2ページ目か、2ページ目に断面を描いとるのが、このまずC断まで、これ、2期にわたって工事をしと思うが、1期工事で町がやっと思ふんよね。C断までやって、Cから313まで2期にわたって、しばらく五、六年、七、八年掛かっと思ふんじゃないかと思うがね。何かそこに経緯があったんじゃないだろうが、その説明と。ここに、最初C-C'のどこまでやる時に抜けん道路は駄目だと思ふんで反対した経緯が、私、覚えと思ふんですがね。だから、この工事は町がやっと思ふはずなんや。だから、その辺、町がやっと思ふんかどうかということと、どういう経緯で町がやったんかということと、そのときに既に寄附でもろうとったんじゃないか、よく知らんが、二重みたいな気がするんだけど、その辺の説明を

ちょっと願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの道路はもともとA－A'断面から、C－C'断面までの行き止まりの位置指定道路として業者の方が開発しておったものでございます。その後、C－C'断面から313号線までの区間を町が整備して通り抜けができる形態にしていたものでございます。その際に、将来的には通り抜ける道路として、町道として認定しようと、町としては313号線から135号線へ抜ける道路が必要という判断で整備したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ちょっと今の答弁、いろいろとおかしいところがあるので、その確認をさせていただきたいのと、もう1点はB－B'断面、3ページ目のそこへ民地、民地があって、道路4メートルしかない。水道部分が町有地になるんかどうか、町有地であるんならば、このままだと車を走らせて、夜中なんかどすんと落ちる可能性があるんです。ふたかけをすべきじゃないんか。それがまず1点。

次に、先ほど下岡議員の質問にあったと思いますけれども、多分、C－C'断面のこの方が買われたんではないかと思うんですが、その土地については町に寄附してあるろうが、指定道路がそこまであったと今説明されたと思うんですが、道路位置指定を使って、これ町道と認定するまではその道路指定は生きているはずなので、道路指定を使って建物を建てようとするれば建てることができたんではないかと思われるんですが、それについてどうか。

それから、先ほど申されたC－C'断面から町道313号線までの間、これについては、地主の方から、というか全体の方のほとんどの方の一致の中で、この道路を寄附したい、同時にここの土地の所有者、当時田んぼだったように記憶しておるんですが、田んぼの所有者から土地を寄附するからこの道路を町道として認定して抜いてほしいという要望があった中で工事したように記憶しておるんですが、それについて間違いはないかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目のB－B'断面でございますが、水路部分につきましては町有地でございます。民地と民地の間が全て町に寄附を頂いた土地になります。ふたかけをした方がいいのではないかとということでございますが、現時点ではそこまでの必要

性はないというふうに考えております。

2点目の部分につきまして、C－C'断面の転回広場の部分でございますが、おっしゃられるとおり、位置指定道路の指定区域でございます。下岡議員がおっしゃられておったのは、この位置指定道路区域の中に家を建てたいというふうにおっしゃられておまして、それは町道認定をしないと解除できないので、それまではできないんですよというのを事前に御説明をさせていただいておったものでございます。最後のC－C'断面から313については、おっしゃられるように、平成9年に寄附を受けて町の方で整備しておるものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、1点。先ほど、水路のふたを掛ける必要はないんじゃないかと言いながら、今、説明の中ではこれ6号線の迂回道路として使えるんじゃないかということでもらったというのであれば、当然、何かあったときにここを回るということになれば、当然、ふた掛けを検討しなければならないんじゃないかと思うんですが、それについて1点。

それから、これはここの土地の、まだ今日道路認定をしていないので、まだ道路指定は生きている状態ですよ。今回、話の中で、最後にもらった土地とそれ以外の土地についてはいつ頃に全部町に所有権を移しておったのか、その確認をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目の迂回路として必要な際にふた掛けは必要じゃないのかということでございますが、おっしゃられるとおり、その際には必要になるケースも考えられますので、工事の中で必要性に応じて、ふた掛けの方を検討していきたいと考えております。

2点目の寄附の時期でございますが、平成6年頃から平成8年にかけて、位置指定道路部分の寄附を頂いております。C－C'断面から通り抜けとした313号線までの間を平成9年に寄附を頂いて整備をしております。

○議長（桑原）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32議案について

採決を行います。お諮りいたします。第32号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第33号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第33号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。市町負担金の経費負担区分の新設に伴い、規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）それでは、第33号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明いたします。

議案書は8ページ、9ページ、併せて資料3の広島県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表を御覧ください。この度の規約の変更は、平成31年度に全国の後期高齢者医療広域連合の標準電算処理システムの更改が予定されており、これに伴いまして、広島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システム及び各市町に設置をいたします情報連携用端末機器の更新が予定されております。その経費について規約に基づき、市町負担金により徴収をされます。しかしながら、この各市町個別の要望によって追加設置をする端末の経費については新たに経費割の区分を設け、追加設置をする市町の負担とするよう、規約の変更を行うものでございます。

なお、規約の変更に当たっては、地方自治法に基づき、各市町議会の議決が必要でございますので、本町における規約変更に係る議案を提出させていただいたものでございます。

資料3の広島県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表を御覧ください。広域連合の経費に係る負担金の規定でございますが、まず右の旧の欄のとおり、現在は共通経費、医療給付に要する経費及び保険料その他の納付金の3区分でございますが、左の方です、新の方ですが、新たに区分の2を設けて、広域連合電算処理システムに係る機器に要す

る経費のうち、規則で定める経費、先ほど御説明いたしました各市町が追加設置をする端末機器に要する経費については、追加設置した市町が経費割として100分の100、いわゆる全額を負担するというものでございます。

なお、附則として、規約の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど説明を受けました追加設置情報連携ということで、用語の内容についてお尋ねするんですけども、経費割、先ほどから経費割の基準というのが出てくると思うんですね。通常であれば人口割であるとか世帯割であるとか、そういう表現でやる訳ですけども、ここで言う、規約に基づく経費割、何を基準にして経費割になっていくのか、その中身が分からないので、その説明を求めます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）経費割の中身でございますけれども、これはシステムの中の、いわゆるパソコンの本体でありますとか、プリンター、それからプリンターに要するトナー、こういった事務の経費でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今まであるのを追加するのか、それとも、システムそのものが各市町によって整備したとこと、あるいは整備していないところ、それによって海田町は海田町分だけのそういう31年度から古いのが今まであったので、それを取り換えるその費用を100分の100ということなのかどうか、その基準がどうなのかというのを聞くんです。一律に大きなコンピュータを入れて、経費割の中の人口割でいくのか、あるいは今の経費割というのは何が基準なのか、私どもさっぱり判断ができないので、その中身を聞いとるんです。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）先ほども御説明した部分の繰り返しになるところもでございます。

まず、31年度に全国の広域連合が一斉に機器の更新をまずやろうとしております。それに伴って広島県の広域連合も機器の更新をやり、それに併せて、各市町とその広域連合が連携をしておりますパソコン、と言いますか、端末機器。それがいわゆる新旧対照表の中では共通経費という部分でございます。それは各市町1台というふうになってお

りまして、この度、新たに経費割として設定をいたしますのは、それ以外に各市町が必要とする連携の端末を希望する市町がその台数分をその市町の全額負担とするという中身でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました、大体システムそのものがね。それでは、そのシステムを変更する金額、後期高齢者で30年度の予算が可決をするか提案されるか、2月頃ですから、まだ案としてこういう規約を出されるのに、一応、総額がどれくらいなのか見込みがあるはずですけども、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）議員、おっしゃられるとおり、今まだ概算の見込みの額でございますが、市町ごとの分負金の総額は1,991万円というふうに聞いております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。単純な質問をさせていただきます。1つは、まず旧から新に変えるとき番号を振った理由は何ですか。次に、今、先ほどからおっしゃられている執行部が説明されている規則で定める経費が、要は追加でお願いする分の経費割になるのではないかと思います、その説明を口頭ではなくて、この書類、その規則、まだできてないならできてないから付けてませんがとか、できている案では当然その資料を付けるべきじゃないんかと思うんですが、どうなんですか。それから、3点目、先ほど来、聞かれている経費割、これは今海田町は何台あって、何台基本的に無料でもらえて、何台分海田町が必要になるか、そのために追加する台数、それについての御説明、追加する予定の台数について説明をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）3点目の方からお伝えいたしたいと思います。この新たな経費割の海田町部分でございますが、現在、海田町と広域連合との間の連携端末は、1台でございます。これは県の広域連合と各市町の、いわゆる割り当てのものは各1台でございます。それで後は各市町が追加で要望をするところでございまして、海田町についてはこれまでも1台でございますし、次回のものも1台で行えるということで、追加の要望をする考えは今ございません。

規則の文書については、議案を作成して提出いたしましたけれども、この規則の文書については添付はさせていただいておりません。

番号につきましては、旧が3区分、それから新について新たに共通経費と医療給付に要するもの、その間に新たな区分を加えるということで、1項目増やす、項目数増やす、しかもお分かりやすくということで番号の2を振ったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ということは、最後にした質問からですけども、海田町にはこの経費割は出てこないというふうに理解してよろしいんですね。連合の規則には、条例には規約を変更したけれども、海田町に対しては今のところ負担は出てくる予定ではないというふうに理解できると思いますが、それで間違いがないかどうか。

次に、当然、これ規則があるので、もうできてあるのであれば、この規則について少なくともどここの規則の、口頭で説明するのも必要でしょうが、添付しないのであれば、どここの規則の第何条第何号の規定はこうなってますからという説明が必要になってくるんだと思うんですが、それについてはどうなんですか。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）まず、経費割の町負担部分については新たなものはございません。それから、説明の部分につきましては、今後、分かりやすいものになるようにさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。8ページの附則のところの文章にある経過措置というところで、今回の経過措置のことでどういう考え方かについて質疑したいんですが、今回の一部改正の附則で、平成30年度以降の市町の負担について適用される訳で、平成29年度分までの負担については、なお従前の例にあるということなのに、この規約は平成30年4月1日の間に経過措置として従前の例によるということなんですが、ですから、今現在が経過措置という考えでよろしいんでしょうかね。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）今現在は、原規約が活着ておるという取り扱いでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）なしと認めます。討論を終結します。これより、第33号議案について採決

を行います。お諮りいたします。第33号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第34号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第34号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定及び指定の更新の申請に係る手数料の額を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第34号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。併せて資料4の海田町手数料条例の一部を改正する条例の概要及び介護サービス事業者の指定更新事務についてと、資料5の海田町手数料条例新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料4により説明させていただきます。

まず、資料4の1、改正の概要についてでございますが、この度の改正は町が指定更新を行う介護保険法の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定及び指定更新申請に係る手数料を定めるため、海田町手数料条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、手数料の額でございますが、町が行う介護サービス事業者の指定更新事務について、審査事務に係る経費や県内の単価見込み等を考慮し、定めたもので、表内の1行目、指定地域密着型サービス事業者及び表内4行目の指定居宅介護支援事業者につきましては、指定申請は申請1件につき2万円、指定の更新申請については申請1件に1万円と定めるものでございます。次に、表内2枚目の指定地域密着型介護予防サービス事業者及び表内3行目の指定事業者につきましては、指定申請、指定更新申請ともに1件につき1万円と定めるものでございます。

次に、３、施行期日につきましては、平成30年４月１日でございます。続いて、裏面２ページ目の４、介護保険法の一部改正に伴う介護サービス事業者の指定更新事務については、長寿保険課から説明させていただきます。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）続きまして、４の介護保険法の一部改正に伴う介護サービス事業者の指定更新事務について御説明いたします。まず、（１）の介護保険制度改正の経緯でございますが、介護保険制度においては介護事業サービス事業者は介護保険法に基づき事業者指定を受ける必要がございます。

平成12年からの介護保険制度の創設以降、事業者の指定更新事務は各市町の保険者機能の強化という観点から、各市町保険者において行うよう順次改正が行われました。介護保険事業計画の第３期計画期間の始まる前、平成17年改正においては平成18年４月から地域密着型サービスが創設をされ、①のとおり、町による指定更新事務を開始しております。

また、第６期計画期間前の平成26年の改正におきましては、②の介護予防、日常生活支援総合事業の実施に伴う町の指定更新事務の開始及び③の指定居宅介護支援事業者の指定更新事務について、順次町が行うよう法改正がされたものでございます。

ただいま御説明いたしました町が行う①から③の３区分に係る指定更新事務についてまとめたものが（２）の町の指定更新事務についての表でございます。一番下の③の平成30年４月１日から実施をいたします指定居宅介護支援事業者に係る指定更新事務の開始に合わせまして、まず①の平成18年４月１日から既に実施をしております指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新事務、それから、②の総合事業の実施に伴います指定事業者の指定更新事務について併せて手数料の導入を行おうとするものでございます。

以上で、第34号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。日程第４、第34号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、予算委員会に付託して審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案、海田町手数料条例の一部を改

正する条例の制定については、予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第35号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、第37号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第35号議案から第37号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件、第35号議案から第37号議案までを一括で御提案申し上げます。人事院の給与勧告に伴い、関係する3件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原） 総務部次長。

○総務部次長（門前） それでは、第35号議案から第37号議案までを一括で御説明申し上げます。

第35号議案から第37号議案につきましては、人事院の給与勧告に基づき、所要の改正を行うものでございます。第35号議案の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と第36号議案の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の改正のみになりますので、資料の中で一括して説明をさせていただきます。改正内容につきましては、主に資料6の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は12ページから19ページ、三つの条例の新旧対照表を、資料7、資料8、資料9でお配りしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、資料6をお願いいたします。まず、1ページの平成29年の人事院勧告の骨子についてでございますが、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を引き上げるとともに、期末勤勉手当については民間との支給割合を考慮し、0.1月分引き上げとなっております。

次に、海田町の改定方針についてでございますが、人事院勧告に準じた改定を行うものといたします。毎月の給料につきましては、月額400円から1,000円の間で引き上げを行い、平均では641円、0.18パーセントの引き上げでございます。新しい給料表とこれまでの給料表との比較については、資料9の新旧対照表に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

次の期末勤勉手当につきましても、国の改定に準じて支給割合を改定するもので、1

ページの下の方から２ページにかけて、一覧表で記載をさせていただいております。一般職員については、現行の４．３月分から４．４月分へ、０．１月分の増。２ページになりますが、再任用職員については２．２５月分から２．３月分へ、０．０５月分の増。町長ほか特別職については４．３月分から４．４月分へ、０．１月分の増。議員につきましては、３．３５月分から３．４５月分へ、０．１月分の増となるものでございます。続いて、３ページの施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成２９年度から適用いたします。なお、平成３０年度以降に関する部分につきましては、平成３０年４月１日から施行いたします。

以上で、第３５号議案から第３７号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。日程第５、第３５号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第７、第３７号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの３議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第３５号議案から第３７号議案までの３議案については予算委員会に付託することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第８、第３８号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第３８号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、第３８号議案、海田町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の２０ページをお開きください。併せて、資料１０、海田町営住宅設置及び管理条例新旧対照表をお願いいたします。それでは、資料１０に従いまして、説明をいたします。今回の改正については公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が改正されたことに伴う引用箇所の改正を行うものでございます。海田町営住宅設置及び管理条例第１４条は、引用しております公営住宅法施行規則の改正に伴いまして、引用箇所の第１０条を第１１条

に、その下にございます条例第15条は同じく引用箇所の第11条を第12条に、その下にございます条例第17条は同じく引用箇所の第8条を第7条にそれぞれ改正するものでございます。また、その下にございます条例第41条及び第42条は、引用しております公営住宅法施行令の改正に伴いまして、引用箇所の第11条を第12条にそれぞれ改正するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）多分、法の施行日と、規則かな、施行令と施行規則の施行日とこの公布の日、海田町は公布の日に行っているの、その日付の誤差が出ているんじゃないかと思うんですが、その間に、現実、問題起きていないんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現実的に起きてございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。第38号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第38号議案は、原案のとおり、これを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第39号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算から、日程第14、第44号議案、平成29年度海田町水道事業会計補正予算までを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第39号議案から第44号議案、平成29年度海田町一般会計ほか5会計補正予算、第39号議案から第44号議案まで一括で御提案申し上げます。

この度の補正予算につきましては、海田総合公園整備事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第39号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算第5号について御説明いたします。

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料11、平成29年度補正予算説明書をお願いいたします。それでは資料11、平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算では給与改定に伴う給料等の増額や職員諸手当、共済組合負担金等人件費関係の増減を行っております。その他精算に伴う平成28年度分の県の支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減がございますが、件数が多く、繰り返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料11の7ページ、8ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の中段、社会保障税番号制度システム整備事業につきましては、社会保障税番号制度において情報連携するデータについてレイアウトの改版に伴う改修業務を行うため、150万7,000円増額するもので、その財源として歳入で増額する社会保障税番号制度システム整備費補助金を活用するものでございます。次に、交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラー等の修繕が当初見込みを上回ることにより、62万1,000円増額するものでございます。

次に17、18ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の中段、老人福祉費の生きがい対策事業につきましては、単位老人クラブの数が増えたこと等により、補助金26万7,000円を増額するものでございます。次に、障害者福祉費の障害者支援事務事業につきましては、障害福祉サービス等の平成30年度報酬改定に伴うシステム改修のため、32万4,000円を増額するもので、その財源として歳入で増額する地域生活支援事業費補助金を活用するものでございます。次の障害者社会生活援助事業につきましては、対象者が当初見込みを上回ることにより、障害者施設通所交通費助成金52万2,000円を増額するものでございます。

次に、21、22ページをお願いいたします。児童福祉費の児童福祉総務費の子ども子育て支援事業につきましては、子ども子育て支援事業計画の保育所提供量の確保等について、子ども子育て会議を再度開催し、意見聴取するため、委員報酬6万8,000円を増額するものでございます。次に、児童措置費の児童手当支給事業につきましては、支給額が当初見込みを上回ることにより、児童手当945万5,000円を増額するもので、その財源

として歳入で増額する児童手当負担金を活用するものでございます。

次に、23、24ページをお願いいたします。生活保護費の生活保護総務費の財源振替につきましては、当初予算で計上している生活保護レセプト管理システム経費について、補助対象範囲が拡大されたことにより、この度の歳入補正予算で生活保護適正実施推進事業補助金25万円を増額し、その財源振替を行うものでございます。次の生活保護費給付事業につきましては、今後の見込みに基づき、各扶助費をそれぞれ増減し、事業費全体では1,453万5,000円増額するもので、その財源として歳入で増額する生活保護費負担金を活用するものでございます。

次に、25、26ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の母子保険費未熟児養育医療費給付事業につきましては、利用実績が当初見込みを上回ることにより、101万2,000円を増額するもので、その財源として歳入で増額する未熟児養育医療費給付事業費負担金及び保護者負担金を活用するものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。清掃費のごみ収集処分事業につきましては、資源物売払物の単価の増により、資源物回収奨励金333万7,000円を増額するもので、その財源として歳入で増額する資源物売払金を活用するものでございます。

次に、少し飛びまして、37、38ページをお願いいたします。土木費、都市計画費の下段、公園費の海田総合公園整備事業につきましては、海田総合公園第2期整備基本計画策定及び基本設計業務を行うため、3,024万9,000円を増額するものでございます。なお、本事業につきましては、年度内完了が見込まれないため、併せて繰越明許費を設定するものでございます。次に、曾田ちびっこ公園原状復旧事業につきましては、土地所有者から土地の返還請求があり、返還することに伴い、原状復旧に係る費用50万増額するものでございます。なお、海田総合公園整備事業については、資料12、業務の概要を、また旧曾田ちびっこ公園原状復旧事業については、資料13、工事箇所図を併せて提出しております。

続きまして、43、44ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い、退職報償金を26万4,000円増額するもので、その財源として歳入で増額する消防団員退職報償金受入金を活用するものでございます。

次に、47、48ページをお願いいたします。教育費、小学校費の特別支援教育就学奨励事業につきましては、対象者が当初見込みを上回ることなどにより、9万2,000円増額するもので、その財源として歳入で増額する特別支援教育就学奨励費補助金を活用する

ものでございます。

次に、49、50ページをお願いいたします。中学校費の要準要保護生徒就学援助事業につきましては、新入学学用品費の国の単価の増及び認定者数が当初見込みを上回ること等により、139万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。なお、歳出に関連して説明させていただいた特定財源の増額については省略させていただきます。

資料の3ページ、4ページをお願いいたします。県支出金のひろしま版ネウボラ構築モデル事業補助金につきましては、当初見込みより補助対象範囲が拡大されたことにより、707万5,000円を増額するものでございます。次の前年度繰越金につきましては、財源調整のため、3,413万円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第39号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に7,307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億4,523万8,000円とするものでございます。次に繰越明許費の補正につきましては、第2表に記載しておりますが、内容につきましては、歳出予算の補正で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上で、平成29年度海田町一般会計補正予算第5号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第40号議案、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。お手元にお配りしております資料14の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたしますけれども、給与改定等に伴う人件費等の分につきましては、個別の説明を省略させていただきます。

それでは、資料14の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、人件費の増額はあるものの消費税額確定による減額により、94万円の減額をするものでございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。総務費の下水道管理費の公共下水道管理費につきましては、雨水ポンプ場等に係る電気料金が当初見込みを上回ったことにより、17万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。一般会計繰入金につきましては財源調整のため、76万1,000円を減額するものでございます。

それでは、第40号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から76万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億3,722万5,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）続きまして、第41号議案、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料15の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

資料15の3ページ、4ページをお願いいたします。保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金支給事業につきましては、出産育児一時金の支給件数が当初見込みを上回るため、手数料が1,000円、出産育児一時金378万円の合計378万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。繰越金、前年度繰越金につきましては、財源調整のため、378万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第41号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に378万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億8,892万9,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤）続きまして、第42号議案、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。歳出予算の補正につきましては、資料16の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

保険事業勘定の3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理、一般事務事業については制度改正に伴う介護保険システムの改修を行うため、455万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお願いします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業6,600万円の増額はサービス受給者の増加に伴うものでございます。次の地域密着型介護サービス給付事業、6,150万円の減額はグループホーム

の入居者が見込みを下回ったこと等によるものでございます。次の施設介護サービス給付事業については、老人福祉施設等の入居者が見込みを下回ったことに伴い、4,130万円を減額するものでございます。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付事業については、認定者数の増加に伴い、ケアプランの作成数が見込みを上回ったことにより、1,300万円を増額するものでございます。

次に、9、10ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付事業については、総合事業へ移行するサービスの利用者が見込みを下回り、現行相当サービスの利用者が増加したことに伴いまして、2,000万円を増額するものでございます。次の介護予防サービス計画給付事業は、予防サービス受給者が見込みを上回ったため、250万円を増額するものでございます。

次に、11、12ページをお願いします。保険給付費のその他諸費の審査支払い事業については、サービス受給件数が見込みを上回ったために、20万円を増額するものでございます。

続いて、13、14ページをお願いいたします。保険給付費の特定入所者介護サービス等費の特定入所者介護サービス事業については、短期入所サービス等の利用者が増加したことに伴いまして、110万円を増額するものでございます。

続いて、15、16ページをお願いします。地域支援事業費の包括的支援事業費の包括的支援職員給与費事業、59万7,000円の増額は給与改定によるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。3款の国庫支出金から6款の繰入金、一般会計繰入金の地域支援事業繰入金までにつきましては、歳出で御説明をいたしました地域支援事業費の増額に伴う各法定負担分とシステム改修に係る事業費国庫補助金と一般会計からの事務費等繰入金でございます。最下段の繰入金の前年度繰越金につきましては、包括的支援職員給与費の増加等に伴う財源調整のため、103万2,000円を計上するものでございます。なお、介護サービス事業勘定の補正予算につきましては、給与改定に伴う職員人件費の増額のみでございますので、個別の説明については省略をさせていただきます。

それでは、議案について御説明いたします。第42号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に515万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2,890万7,000円とし、介護サービス事業

勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に21万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,873万6,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（伊藤） それでは、第43号議案、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきまして、資料17の平成29年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

まず、3ページ、4ページの歳出をお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業については、保険料等負担金のうち保険基盤安定分の増額分及び確定した前年度繰越金と合わせ、882万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金については、歳出で御説明した広域連合納付金の増額に伴い、267万5,000円を増額するものでございます。次の繰越金の前年度繰越金615万円の増額は、額の確定に伴うものでございます。

それでは、議案を御説明いたします。第43号議案の方をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に882万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億3,900万7,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田） 続きまして、第44議案、平成29年度海田町水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。内容につきましては、資料18によるところでございますが、給与改定等に伴う人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。

それでは、第44号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を137万1,000円増額し、4億2,983万6,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を137万1,000円増額し、6,704万6,000円とするものでございます。

以上で、平成29年度海田町水道事業会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。日程第9、第39号議案、平成29年度海田町一般会計補正予算から日程第14、第44号議案、平成29年度海田町水道事業会計補正予算までの6議案について、予算委員会に付託して審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第39号議案から第44号議案までの6議案については予算委員会に付託することと決めます。

この際、お諮りいたします。予算委員会の審査のため、明日の12月7日を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、明日、12月7日を休会とすることに決めます。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、次の会議は12月8日午前9時から開会いたしたいと思います。

本日はこれにて延会といたします。大変御苦勞様でした。

午後3時43分 延会